

職員の給与等に関する報告及び勧告について

堺市人事委員会では、市長及び議長に対し、以下のとおり「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

1 日時及び場所

(1) 市長への手交

日時：令和 7 年 10 月 3 日（金）午前 10 時

場所：堺市役所 本館 4 階 秘書課 応接室（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）

(2) 議長への手交

日時：令和 7 年 10 月 3 日（金）午前 10 時 30 分

場所：堺市役所 本館 10 階 議会 応接室（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）

2 本年の報告及び勧告

別添【令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要】等参照

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：人事委員会事務局 電 話：072-228-7449 ファックス：072-228-7141
----------------------------	--

令和 7 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

I 職員の給与に関する報告及び勧告

「本年の報告・勧告のポイント」

月例給、特別給ともに引上げ

- ① 月例給については、職員給与が民間給与を 12,614 円（3.04%）下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給については、職員の年間支給月数（4.60 月分）が、民間の支給割合（4.65 月分）を下回っているため、0.05 月分引上げ改定（4.60 月分 → 4.65 月分） 引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

1 本市職員と民間従業員との給与比較等

(1) 給与等の調査

本年 4 月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施した。

民間従業員については、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうち 265 事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された 75 事業所を対象に調査を実施した。

（調査完了事業所 64 事業所、調査完了率 85.3%）

(2) 比較の結果

人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、本市職員給与と民間給与との比較方法について比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に引き上げることとした。

- ① 月例給（本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレース方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B=C) (C/B×100)
426,976 円	414,362 円	12,614 円 (3.04%)

（注 1）民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

（注 2）比較の対象とした本市職員の平均年齢は 42.4 歳、平均勤続年数は 16.4 年である。

（注 3）企業規模 50 人以上の民間企業を比較対象とする場合の較差は、11,505 円（2.77%）である。

- ② 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.65 月分	4.60 月分	0.05 月

2 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

・堺市職員及び組織の活性化に関する条例に基づき、昨年 7 月の「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報による調査を実施し、本市内の民間給与の傾向を把握するための参考とした。

・正社員・正職員 30 人以上の事業所における、令和 4 年から令和 6 年までの所定内給与額は、令和 4 年 358,197 円、令和 5 年 336,903 円、令和 6 年 404,195 円であった。

・民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布した。

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

- ・大阪府内の市と比較して大学卒、高校卒ともに初任給水準が低い状況となっている。また、国家公務員との給与水準の比較においては、経験年数別で10年から20年程度の職員の給与水準が低い状況にある。行政職給料表の改定に当たっては、これらの状況や本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、喫緊の課題である人材確保の観点から、初任給に重点を置きつつ、経験年数が10年から20年程度の職員にも配慮した給料月額の上上げが適当である。
- ・初任給については、近隣市との均衡を考慮した上げを行う必要がある。
- ・教育職給料表についても、初任給水準について同様の傾向が見られ、人材確保の観点から、初任給に重点を置いて、行政職給料表の改定状況及び大阪府、大阪市をはじめ近隣市の動向を踏まえて改定することが適当である。
- ・行政職給料表及び教育職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

[実施時期] 令和7年4月

(2) 特別給

- ・民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を上げる（4.60月分 → 4.65月分）。
- ・民間の支給状況等を踏まえ、上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

[実施時期] 令和7年12月

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25 月（支給済み）	1.275 月（現行1.25 月）
勤勉手当	1.05 月（支給済み）	1.075 月（現行1.05 月）
令和8年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

(3) 初任給調整手当

- ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。
- イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

[実施時期] 令和7年4月

(4) 通勤手当

- ア 自動車等使用者に対する通勤手当の額を、距離区分に応じ、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げること。
- イ 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設すること。

[実施時期] ア 令和7年4月

イ 令和8年4月

4 その他の事項

- ・給与水準や昇格メリット（昇格に伴う給料月額の増加額）、在級期間の廃止など、職務・職責に応じた給与体系の見直しも視野に入れて検討を進めること。
- ・給特法等一部改正法の趣旨を踏まえ、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善を図るため、本市の実情に応じた措置を講じるよう努めること。

5 参考資料

<人事委員会勧告の状況>

		令和5年	令和6年	令和7年
月 例 給	較差	3,925 円 (1.01%)	11,574 円 (2.85%)	12,614 円 (3.04%)
特 別 給	民間の 支給割合	4.49 月分	4.58 月分	4.65 月分
	職員の 支給月数	4.40 月分	4.50 月分	4.60 月分
勧告の内容		月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.40 月分 → 4.50 月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.50 月分 → 4.60 月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.60 月分 → 4.65 月分)

Ⅱ 職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

国内外の不安定な社会情勢、人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、生成 AI を始めとするデジタル技術の急速な進化など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、優秀な人材の確保に加え、職員が成長を実感できる学びの機会と公正な評価による能力向上、働きがいのある職場環境の整備、そして職員としての倫理観と使命感を育む意識醸成を通じて、それぞれの意欲や能力を最大限に引き出し、組織力を高める人材マネジメントに取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

民間企業や国、他都市の動向を注視しつつ、試験日程の早期化や受験機会の充実を含む採用試験の見直しを講ずることで、受験者の確保を図る。また、任命権者との連携を強化しながら、本市で働く魅力ややりがい、キャリアデザインについてイメージしやすい情報を効果的に発信することで、受験者の本市への志望度や採用後の定着率を高める。

(2) 人材の育成・評価

人事評価結果や貢献度等の適切なフィードバック、管理職員の人材マネジメントに係る能力向上支援を通じて、職員の能力や意欲を高めるだけでなく、自らの成長課題を認識し、自律的に学び続けられるよう支援することが求められる。その上で、リスキングや外部研修の機会提供、得られた専門性の業務への活用や職員間での共有（ナレッジシェア）の推進など、育成と評価を一体的に捉えた制度運用が重要となる。また、人事評価結果の昇給への活用は管理職員に対して試行的に実施されており、今後は国や他都市の動向を踏まえつつ、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き検討を進められたい。

管理職員においては、職員が安心して意見を述べ、挑戦できる心理的安全性を備えた職場風土を醸成し、対話を通じてモチベーションとエンゲージメントを高めるなど、働きがいのある職場環境の整備に取り組まれたい。職員においては、自らの知識やスキル向上が組織全体の質の向上につながることを意識し、キャリアオーナーシップを持って主体的に学び続けることが求められる。

(3) 公務に対する信頼確保

不祥事の根絶に向け、全ての職員が不祥事を自らの問題として真摯に受け止め、一つの不祥事により、本市全体の信用が瞬時に失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、教職員としての誇りと自覚を持ち、服務規律の遵守を徹底されたい。

任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施することや、不祥事に対しては、公正かつ厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

2 多様な人材が働きやすい職場環境の整備

多様化する価値基準や環境変化に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、性別や年齢、価値観や個性の異なる多様な人材が、それぞれの事情を配慮されながら、公平な機会のもとで持てる力をいかに発揮できる環境を実現し、組織力を最大化させる必要がある。

(1) 長時間労働の是正

長時間勤務の常態化は、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、組織力や行政サービス水準低下の要因となり、職場の魅力の低下につながることで、人材確保・定着に対する障壁となる。職員の時間外勤務の進捗や実態を把握した上で、その要因の整理・分析・検証を行い、DX 推進等による業務の効率化、管理職のマネジメント力の強化、要員配置の最適化など、組織全体として時間外勤務の縮減に向けた取組を強化することが求められる。また、長時間勤務を容認する職場風土や職員の意識の転換を図るため、意識改革に積極的に取り組まれない。

(2) 健康増進

職員の健康増進は、持続可能な行政運営と質の高い行政サービスの提供に直結する重要課題である。中でも、メンタルヘルスの維持とハラスメントの防止は密接に関係しており、職場環境の改善に向けた包括的な取組が求められる。

ハラスメントの未然防止に向け、意識啓発を研修等により継続的に推進する必要がある。また、カスタマーハラスメントなど、業務に関連する著しい迷惑行為への組織対応力の強化を図ることが求められる。

メンタルヘルス対策については、職場環境や業務特性に起因する休職傾向を踏まえ、関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する基本方針や計画を策定するなど、早期の情報提供や相談体制の充実、復職支援等、予防から再発防止までを見据えた総合的な対策を講じることが望まれる。また、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用、長時間労働の是正やハラスメント対策など、職員の健康確保に向けた取組を検討されたい。

所属長においては、ハラスメントを許さない姿勢を徹底し、問題の兆候を早期に察知して、迅速かつ適切に対応する必要がある。加えて、心理的安全性を備えた環境を整え、職員が安心して職務に専念できるよう、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態把握に努め、ラインケアにおける自身の役割を認識し、職員の変化に気づきやすい関係性を築くなど、丁寧なケアを行うことが求められる。

(3) 多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するためには、ライフイベントとキャリアの両立を支援する制度の充実が不可欠である。加えて、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、多様なロールモデルの提示やアンコンシャス・バイアスの解消等を通じて、女性職員が意欲を持って活躍し続けられる職場環境の整備に取り組まれない。また、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成に加え、より長期間の取得を促す取組などを通じて、性別を問わず育児や介護等と両立できる柔軟な働き方の選択肢を広げることが求められる。

高齢層職員においては、これまでに培った経験等を活用し、後進の育成や知識・技術の継承に取り組むことが期待される。高い意欲を持って活躍できるよう、面談等を通じて本人の知識や経験を把握し、個々の適性や能力、事情に応じた多様で柔軟な働き方が実現される人事配置を行われたい。

障害者法定雇用率が段階的に引き上げられている現状を踏まえ、引き続き、障害のある職員が安心していきいきと働き続けられるよう、障害の特性に応じた合理的配慮の提供や職場定着支援に取り組まれたい。

フレックスタイム制の導入や兼業の許可基準の見直しなど、魅力ある勤務制度の整備を進める等の取組を通じて、公平な機会のもと、全ての職員がその能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要である。互いの立場や意見を尊重しながら、自らの考えを正確に伝える姿勢を育むことにより、心理的安全性を備えた職場環境を整備し、相互理解と組織への参画意識の向上を図ることが求められる。

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

堺市人事委員会



人 委 第 1 1 3 2 号
令和 7 年 1 0 月 3 日

堺市議会議長 西 田 浩 延 様
堺 市 長 永 藤 英 機 様

堺市人事委員会
委員長 島 田 睦 史

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。また、同法の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

職員の給与に関する報告

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、地方公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であり、地方公務員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に基づき、職員及び民間従業員の給与実態、その他給与決定の基礎となる諸条件について調査研究を行い、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として必要な給与勧告・報告を行っている。

本年の調査研究の内容は、以下のとおりである。

1 職員の給与

本委員会は、本市に勤務する一般職の職員（現業職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の本年 4 月現在の給与実態を把握するため「令和 7 年堺市職員給与実態調査」を実施した。

（参考資料 2 頁～35 頁：第 1 表～6 表）

本市の一般職の職員に適用する給料表は、行政職給料表¹、医療職給料表、消防職給料表、保育職給料表、定年前再任用短時間勤務職員給料表及び特定任期付職員給料表並びに高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表が適用される職員の給与等の状況は、次のとおりである。

¹ 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）に規定された行政職給料表をいう（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）に規定された行政職給料表を含む。）。

第 1 表 行政職給料表適用職員の給与等の状況

項目		内容	項目		内容
職員数		3,616 人	平均年齢		40.7 歳
平均給与月額	給料	336,237 円	平均勤続年数		15.2 年
	管理職手当	8,940 円	学歴別 職員 構成比	中学卒	0.2%
	扶養手当	9,559 円		高校卒	15.7%
	地域手当	39,078 円		短大卒	2.7%
	住居手当	7,395 円		大学卒	81.3%
	その他	130 円	性別 構成比	男	55.7%
	合計	401,339 円		女	44.3%

(注 1) 「平均給与月額」の「その他」には、「初任給調整手当」及び「単身赴任手当」を含んでいる。

(注 2) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある（第 3 表、参考資料第 1 表その 2、第 5 表その 2 及び第 11 表その 1 において同じ。）。

(注 3) 定年が段階的に引き上げられるに伴い、堺市職員の給与に関する条例附則第 41 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（第 5 表において同じ。）。

2 民間の給与

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市内に所在する民間事業所の従業員の給与実態を把握するため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会と共同で「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

(参考資料 38 頁～50 頁：第 7 表～12 表)

調査対象は市内民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で 50 人以上、かつ、事業所単位で 50 人以上の事業所である。

本年の調査対象事業所は 265 事業所であったが、層化無作為抽出法²により抽出した 75 事業所を対象に、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種及び医療関係、教育関係等 54 職種について、給与改定の有無や賃金カット等の有無にかかわらず、本年 4 月分として従業員に支払われた給与月額等を調査した。

調査完了事業所は 64 事業所、調査完了率は 85.3%であり、調査結果は、広く民間事業所の状況を反映したものといえる。

² 「層化無作為抽出法」は、調査対象事業所を産業、規模等によって層化（グループ分け）し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

なお、本年の人事院勧告において、行政課題の複雑化・多様化や人材確保の観点から、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるため、官民給与の比較のための対象企業規模を引き上げることとされた。本市においても、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点から、令和 7 年の本市職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

主な調査結果は、次のとおりである。

(2) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年 4 月の初任給月額は、大学卒 243,140 円、高校卒 205,506 円となっている。

(参考資料 39 頁：第 8 表)

民間事業所において本年 4 月に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 39.9%、高校卒で 28.5%となっている。また、採用があった事業所において、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 66.9%、高校卒で 74.3%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 33.1%、高校卒で 25.7%である。

第 2 表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	100 人以上	39.9%	(66.9%)	(33.1%)	(0.0%)	60.1%
	【参考】 50 人以上	36.8%	(68.5%)	(31.5%)	(0.0%)	63.2%
高校卒	100 人以上	28.5%	(74.3%)	(25.7%)	(0.0%)	71.5%
	【参考】 50 人以上	26.8%	(69.4%)	(30.6%)	(0.0%)	73.2%

(注) () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所におけるベースアップ等の状況は、係員に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は 71.6%、中止した事業所の割合は 2.1%、ベースダウンを実施した事業所はなかった。課長級に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は 62.5%、中止した事業所の割合は 2.2%、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

第 3 表 民間における給与改定の状況

役職 段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模				
係員	100 人以上	71.6%	2.1%	0.0%	26.2%
	【参考】 50 人以上	70.0%	1.9%	0.0%	28.1%
課長級	100 人以上	62.5%	2.2%	0.0%	35.3%
	【参考】 50 人以上	60.2%	2.0%	0.0%	37.9%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間事業所において定期昇給を実施した事業所の割合は、係員で 90.6%、課長級で 70.1%であった。

第 4 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階 企業規模		定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 停止		
			増額	減額	変化なし			
係員	100 人以上	90.6%	90.6%	36.5%	5.4%	48.7%	0.0%	9.4%
	【参考】 50 人以上	91.1%	91.1%	36.3%	7.1%	47.8%	0.0%	8.9%
課長級	100 人以上	70.1%	70.1%	29.6%	5.0%	35.6%	0.0%	29.9%
	【参考】 50 人以上	72.4%	72.4%	31.1%	6.5%	34.8%	0.0%	27.6%

(注 1) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(注 2) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総計と一致しない場合がある(参考資料第 6 表において同じ。)

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本委員会は、前述の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の従業員（公務・民間ともに新規学卒者を除く。）について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるものの同士の4月分の給与月額を6頁第6表「比較における役職段階の対応関係」により対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式³）を行い、その較差⁴を算出した。

その結果は、下表に示すとおり、本市職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均12,614円（3.04%）下回っていた。

第5表 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
426,976 円	414,362 円	12,614 円（3.04%）

（注1）民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

（注2）比較の対象とした本市職員の平均年齢は42.4歳、平均勤続年数は16.4年である。

³ 「ラスパイレス方式」は、本市職員（行政職給料表適用職員）とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の民間従業員を対象とした上で、個々の本市職員に、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする民間従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額を比較して計算する方法である。

⁴ 企業規模50人以上の民間企業を比較対象とする場合は11,505円（2.77%）である。

第6表 比較における役職段階の対応関係

職務の級	規模	企業規模	
		500人以上	100人以上 500人未満
8級（局長）		支店長、工場長、部長、部次長	—
7級（部長）		課長	支店長、工場長、部長
6級（課長）		課長、課長代理	部次長、課長
5級（課長補佐）		課長代理	課長
4級（係長）		係長	課長代理
3級（副主査）			係長
2級（高度係員）		主任	主任
1級（係員）		係員	係員

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の支給状況は、平均所定内給与月額
の4.65月分⁵に相当しており、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月
数（4.60月分）は、民間の支給割合を0.05月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	410,008 円
	上半期 (A2)	423,896 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	956,724 円
	上半期 (B2)	982,768 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.33 月分
	上半期 (B2/A2)	2.32 月分
支給割合合計		4.65 月分

(注) 下半期とは昨年8月から本年1月まで、上半期とは本年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与の比較

国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員とこれに相当する本市職員について、昨年4月の給料水準を学歴別、経験年数別に区分し、ラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする）は100.7となっている。

⁵ 企業規模50人以上の民間企業を比較対象とする場合は4.61月である。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

勧告では、月例給については、国家公務員給与が民間給与を15,014円⁶下回っており、民間給与との均衡を図るため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定を行うよう言及した。

特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っており、支給月数を0.05月分引き上げるよう言及していた。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当・勤勉手当に均等に配分することとされた。

(28頁、29頁：〔参考〕人事院勧告・報告の概要)

6 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）に基づき、昨年7月の「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報による調査を実施し、本市内の正社員・正職員30人以上の事業所における民間給与の傾向を把握するための参考とした。

(1) 民間の給与水準

令和4年から令和6年までの給与水準は、令和4年358,197円、令和5年336,903円、令和6年404,195円であった。令和4年から令和5年にかけては21,294円減少していたが、令和5年から令和6年にかけては、67,292円増加していた。

また、民間事業所の給与水準を事業所規模ごとにみると、最も給与水準が高い事業所は、令和4年及び令和5年は500人以上の事業所、令和6年は

⁶ 本府省業務調整手当（2,568円）を含む。

100 人以上 500 人未満の事業所であった。一方、最も給与水準が低い事業所は、令和 4 年及び令和 5 年は 100 人以上 500 人未満、令和 6 年は 30 人以上 50 人未満の事業所であった。

第 8 表 令和 4 年～令和 6 年賃金構造基本統計調査の結果

年	項 目	事業所規模（正社員・正職員）				
		500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	30 人以上 50 人未満	規模計 (30 人以上)
令和 4 年	調査事業所数（事業所）	6	10	9	10	35
	調査実人員（人）	111	152	67	43	373
	平均年齢（歳）	39.1	38.1	43.9	40.8	40.8
	所定内給与額（円）	431,743	303,292	341,076	328,192	358,197
令和 5 年	調査事業所数（事業所）	6	11	11	12	40
	調査実人員（人）	57	196	66	73	392
	平均年齢（歳）	41.1	37.8	47.5	41.4	39.7
	所定内給与額（円）	409,536	327,680	332,838	338,288	336,903
令和 6 年	調査事業所数（事業所）	8	7	7	13	35
	調査実人員（人）	130	150	43	47	370
	平均年齢（歳）	37.8	37.8	41.9	47.2	39.6
	所定内給与額（円）	394,267	448,283	399,641	321,452	404,195

（注） 所定内給与額は、きまって支給する給与から時間外手当を除いたものである（通勤手当額を含む。分離不可）。

（2）民間給与の傾向

調査票情報から得られた給与データを 3 年分集約し、役職段階ごとの給与水準の分布状況についても、調査を行った。役職ごとに、上位 10% 又は下位 10% の者を除いた場合には、部長級では 990,011 円から 400,520 円、課長級では 728,000 円から 331,000 円、係長級では 538,124 円から 231,917 円、非役職者では 514,960 円から 219,963 円に分布していた。民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布している。

（参考資料 53 頁：第 14 表）

また、年齢層ごとの給与水準については、年齢の上昇に伴い、給与水準が一定の上昇を続ける傾向がみられるなど、民間事業所の給与カーブの状況を把握することができた。

（参考資料 53 頁：第 15 表）

7 その他諸情勢

(1) 経済状況

日本経済の基調判断について、本年4月の「月例経済報告」（内閣府）では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる」と示されている。また、大阪経済の景気動向について、本年6月（4月指標）の「大阪経済の情勢」（大阪産業経済リサーチセンター）では、「大阪経済は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している」と示されている。しかし、先行きでは、「物価上昇等による経済への影響や、世界の経済・金融の動向について、引き続き注意が必要」としている。

(2) 生計費・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）における本年4月の全国の所定内給与の状況は、昨年4月に比べ2.4%増加しており、「毎月勤労統計調査地方調査」（大阪府）における本年4月の府内民間事業所の所定内給与についても、昨年4月に比べ3.6%増加していた。

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では3.6%上昇しており、本市では3.4%上昇していた。

本委員会が「家計調査」（総務省）に基づき算定した本年4月の本市における標準生計費は、2人世帯147,980円、3人世帯172,520円、4人世帯197,000円、5人世帯221,680円となっている。

（参考資料 55 頁：第 16 表）

本年4月の有効求人倍率（厚生労働省）は、全国で1.26倍（前年同月1.26倍）、大阪府で1.23倍（前年同月比0.01ポイント増）となっている。また、本年4月の全国の完全失業率（総務省）は2.5%（前年同月2.6%）となっている。

8 本年の給与の改定

(1) 月例給

前記3 (1) のとおり、本年4月分の本市職員の給与と市内民間従業員の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を12,614円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告において、月例給の改定に当たっては、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給及びおおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いて、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うこととされたところである。

本市職員の初任給については、大阪府内の市と比較して大学卒、高校卒ともに初任給水準が低い状況となっている。また、国家公務員との給与水準の比較においては、経験年数別で10年から20年程度の職員の給与水準が低い状況にある。

民間給与との比較を行っている行政職給料表の改定に当たっては、これらの状況や本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、本市においても、喫緊の課題である人材確保の観点から、初任給に重点を置きつつ、経験年数が10年から20年程度の職員にも配慮した給料月額の上上げが適当である。特に、初任給については、近隣市との均衡を考慮した引上げを行う必要がある。

教育職給料表についても、初任給水準について同様の傾向が見られ、人材確保の観点から、初任給に重点を置いて、行政職給料表の改定状況及び大阪府、大阪市をはじめ近隣市の動向を踏まえて改定することが適当である。

行政職給料表及び教育職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を 0.05 月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げる必要がある。なお、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当・勤勉手当に均等に配分することとする。

(3) 初任給調整手当

- ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。
- イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

(4) 通勤手当

人事院においては、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況等から、手当額の引上げと、自動車等使用者の自己負担を軽減するため、1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設などの勧告が行われた。これらの状況を踏まえ、本市の手当の支給状況を勘案し、人事院勧告で示された具体的措置内容のうち、必要な措置を講じることが適当であると考ええる。

(5) 改定の実施時期

上記 (1) 及び (3) の改定は、本年 4 月時点での調査結果に基づく措置が基本となることから、同月に遡及して実施、上記 (2) の改定は、本年 12 月期の期末手当・勤勉手当から実施する必要がある。

また、上記 (4) の改定について、手当額の引上げは本年 4 月に遡及して

実施、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設は令和８年４月から実施する必要がある。

９ 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させることを基本として行うものである。

このような方法により職員の給与を決定することは、広く市民の理解と納得が得られ、また、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年の勧告においては、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、期末手当・勤勉手当について、民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数の引上げを行うこととした。

また、昨年的人事院勧告において、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面での取組が不可欠であり、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）を行うことが示された。

昨年の本市勧告においても、人材確保の観点などから、国の給与制度との均衡と、本市給料表の各級における在職状況や昇給・昇格の状況、各種手当の支給状況を勘案し、給与制度のアップデートに準じて、必要な手当の改正を行うこととした。

任命権者においては、昨年の国における見直しの趣旨や他都市の動向、本市の実情等を踏まえつつ、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、給与水準や昇格メリット（昇格に伴う給料月額増加額）、本年的人事院勧告において示された在級期間の廃止など、職務・職責に応じた給与体系の見直しも視

野に入れて検討を進められたい。

また、本年6月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）の趣旨を踏まえ、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善を図るため、本市の実情に応じた措置を講じるよう努められたい。

公務を取り巻く環境は依然として厳しいところではあるが、職員においては、引き続き全体の奉仕者としての使命感を持ち、市民の信頼と期待に応えるため、職務に尽力されるよう要望する。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

本市職員の給与と民間従業員の給与との較差を解消するため、本年の給与の改定で述べた内容を考慮して、給料表を改定すること。

2 期末手当・勤勉手当

(1) 令和 7 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（管理職である職員にあつては、1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（管理職である職員にあつては、1.275 月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を 0.725 月分（管理職である職員にあつては、0.625 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分（管理職である職員にあつては、0.625 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分すること。

(2) 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（管理職である職員にあっては、それぞれ1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（管理職である職員にあっては、それぞれ1.2625月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（管理職である職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（管理職である職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分すること。

3 初任給調整手当

- (1) 人事院勧告を考慮し、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。
- (2) 行政職給料表の改定率を考慮し、獣医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。

4 通勤手当

- (1) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

ア 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

イ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円

ウ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円

エ 片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,600 円
オ 片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,700 円
カ 片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,800 円
キ 片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,900 円
ク 片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	29,100 円
ケ 片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,300 円
コ 片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	35,500 円
サ 片道 60 キロメートル以上	38,700 円

(2) 交通用具使用者のうち、通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員に対する通勤手当の額については、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

ア 片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	8,900 円
イ 片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	11,600 円
ウ 片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	14,700 円
エ 片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	17,800 円
オ 片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	20,900 円
カ 片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	24,000 円
キ 片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	27,100 円
ク 片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	30,300 円
ケ 片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	33,500 円
コ 片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	36,700 円
サ 片道 60 キロメートル以上	39,900 円

(3) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額を支給すること。

5 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和7年12月1日から、2の(2)及び4の(3)については令和8年4月1日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

国内外の不安定な社会情勢、人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、生成AIを始めとするデジタル技術の急速な進化など、複雑化・多様化する行政課題への対応が求められている。

このように市民の価値観や本市を取り巻く環境が大きく変化する中、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、優秀な人材の確保に加え、職員が成長を実感できる学びの機会と公正な評価による能力向上、働きがいのある職場環境の整備、そして職員としての倫理観と使命感を育む意識醸成を通じて、それぞれの意欲や能力を最大限に引き出し、組織力を高める人材マネジメントに取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

生産年齢人口の減少に加え、採用意欲の高い民間企業との人材獲得競争が激化する中、公務員志望者の減少が以前にも増して深刻化している。

本市においても、受験者確保に向けた対策が喫緊の課題であり、本市の将来を担う多様で有為な人材を確保するためには、変化する採用環境や就職観を的確に捉え、受験者ニーズにマッチした採用試験や広報活動を行うことが肝要である。

このため本委員会では、民間企業や国、他都市の動向を注視しつつ、試験日程の早期化や受験機会の充実を含む採用試験の見直しを講ずることで、受験者の確保を図る。また、任命権者との連携を強化しながら、本市で働く魅力ややりがい、キャリアデザインについてイメージしやすい情報を効果

的に発信することで、受験者の本市への志望度や採用後の定着率を高める。

教育委員会で実施している教員採用選考試験においても、引き続き様々な広報手段を活用して本市教育の魅力を発信し、求める人物像に合致する優秀な人材の確保に向けて、選考方法の工夫・改善等を一層進められたい。

(2) 人材の育成・評価

人材は行政運営の根幹であり、職員の成長は組織の成長に直結する。本市では、「堺市職員力・組織力向上基本方針」を策定し、職員のあるべき姿を「市民生活の安定・充実を図るため、向上心を持って挑戦し組織変革できる職員」と定め、「人事施策」「人事評価」「研修」を連携させて職員の能力開発に取り組んでいる。

職員の意欲と能力を引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、信頼性と納得性のある人事評価制度の公正な運用と、人材育成への効果的な活用が不可欠である。

任命権者においては、評価結果や貢献度等の適切なフィードバック、管理職員の人材マネジメントに係る能力向上支援を通じて、職員の能力や意欲を高めるだけでなく、自らの成長課題を認識し、自律的に学び続けられるよう支援することが求められる。

その上で、リスキリングや外部研修の機会提供、得られた専門性の業務への活用や職員間での共有（ナレッジシェア）の推進など、育成と評価を一体的に捉えた制度運用が重要となる。また、人事評価結果の昇給への活用は管理職員に対して試行的に実施されており、今後は国や他都市の動向を踏まえつつ、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き検討を進められたい。

管理職員においては、職員が安心して意見を述べ、挑戦できる心理的安全性を備えた職場風土を醸成し、対話を通じてモチベーションとエンゲージメントを高めるなど、働きがいのある職場環境の整備に取り組まれたい。

職員においては、自らの知識やスキル向上が組織全体の質の向上につながることを意識し、キャリアオーナーシップを持って主体的に学び続けることが求められる。多様な行政課題に柔軟な発想力と変革への行動力で挑み、活気ある組織の一員として活躍されることを期待する。

(3) 公務に対する信頼確保

公務員倫理の確保は、これまでも本委員会の報告において、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を繰り返し要請してきたが、不祥事による懲戒処分事案が依然として発生している。これらの不祥事が市全体の信用を失墜させ、市政運営に多大な支障をきたしていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

不祥事の根絶に向けては、全ての職員が不祥事を自らの問題として真摯に受け止め、一つの不祥事により、本市全体の信用が瞬時に失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、教職員としての誇りと自覚を持ち、服務規律の遵守を徹底されたい。

管理職員においては、率先垂範して服務規律を遵守することや、自らに課せられた管理監督責任を十分に自覚し、不祥事を決して起こさない組織風土の醸成と、職場の綱紀粛正を常時徹底することが求められる。

任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施することや、不祥事に対しては、公正かつ厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

2 多様な人材が働きやすい職場環境の整備

多様化する価値基準や環境変化に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、性別や年齢、価値観や個性の異なる多様な人材が、それぞれの事情を配慮されながら、公平な機会のもとで持てる力をいかんなく発揮できる環境を実現し、組織力を最大化させる必要がある。

その実現に向けては、互いの意見を認め尊重し合う心理的安全性を備えた職場環境の整備と、職員が自らの状況に応じて働き方を選択できる制度設計が求められる。

(1) 長時間労働の是正

長時間勤務の常態化は、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、組織力や行政サービス水準低下の要因となり、職場の魅力の低下につながることで、人材確保・定着に対する障壁となる。

労働基準法の改正や国家公務員における時間外勤務の上限規制の動きを受け、本市においては、人事委員会規則に基づき時間外勤務の上限規制を行っており、やむを得ず原則又は例外の上限時間等を超過した場合には、本委員会へ理由書の提出を求めている。また、教育職員は、教育委員会規則で時間外在校等時間の上限を規定し、同規則に基づき教育委員会において教育職員の業務量の適切な管理に取り組まれている。

本市では、「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、令和8年度目標として、時間外勤務総時間数令和元年度比 10%削減、年間時間外勤務時間数 360 時間超職員ゼロを掲げ、その実現に向けた取組が進められている。昨年度においては、いずれの実績も令和5年度比では減少しているものの、令和元年度比では増加しており、依然として過労死ラインに達する職員が存在している。

第 1 表 行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）の時間外勤務の状況

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間 360 時間を超える時間外勤務者数 (360 時間超過職員数/時間外勤務手当対象人員)	289 人 (6.0%)	333 人 (6.8%)	310 人 (6.3%)
職員 1 人当たり平均年間時間外勤務時間数	110 時間	117 時間	114 時間

一方、教育委員会では、本年 6 月に給特法等一部改正法が公布され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等が義務付けられたところである。また、昨年 3 月に策定された「ウェルビーイング向上のための取組指針」において、「働きがい」のある学校園の実現のため、長時間勤務の背景や要因を考慮しつつ、直ちに取り組むべき 9 つの重点取組やその方向性が示され、目標達成に向け、教職員が働きやすい環境の整備等に取り組まれている。昨年度の教職員（全校種）の年平均勤務時間外在校等時間は、令和 5 年度比で 6.6%減少し、年間勤務時間外在校等時間 720 時間を超える教職員（全校種）の割合も 2.4%減少するなど、一定の効果は見られるものの、依然として時間外在校等時間数は高い水準にある。

任命権者においては、使用者としての安全配慮義務を改めて認識し、職員の時間外勤務の進捗や実態を把握した上で、その要因の整理・分析・検証を行い、DX 推進等による業務の効率化、管理職のマネジメント力の強化、要員配置の最適化など、組織全体として時間外勤務の縮減に向けた取組を強化することが求められる。また、長時間勤務を容認する職場風土や職員の意識の転換を図るため、意識改革に積極的に取り組まれない。

労働基準監督機関としての役割を担う人事委員会においては、引き続き、職員の時間外勤務の実施状況に関する情報の収集及び分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて所属長に対する聞き取りや指導等を行っていく。

(2) 健康増進

職員の健康増進は、持続可能な行政運営と質の高い行政サービスの提供

に直結する重要課題である。中でも、メンタルヘルスの維持とハラスメントの防止は密接に関係しており、職場環境の改善に向けた包括的な取組が求められる。

任命権者においては、ハラスメントの未然防止に向けた意識啓発を研修等により継続的に推進する必要がある。カスタマーハラスメントなど、業務に関連する著しい迷惑行為への対応力を高めるため、リスクマネジメント委員会の活用に加え、業務等に応じた対応マニュアルの整備など、組織対応力の強化を図ることが求められる。メンタルヘルス対策については、本市において、メンタルヘルス研修やストレスチェック（昨年度受験率 87.5%）などの取組が進められているが、昨年度の長期休職者のうち精神疾患による休職者が約 7 割と依然として高い割合を占めており、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組む必要がある。職場環境や業務特性に起因する休職傾向を踏まえ、関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する基本方針や計画を策定するなど、様々な背景要因に応じて効果的に対応するために、関係機関が緊密に連携し、早期の情報提供や相談体制の充実、復職支援等、予防から再発防止までを見据えた総合的な対策を講じることが望まれる。また、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用、長時間労働の是正やハラスメント対策など、職員の健康確保に向けた取組を検討されたい。

所属長においては、ハラスメントを許さない姿勢を徹底し、問題の兆候を早期に察知して、迅速かつ適切に対応する必要がある。ハラスメントの大きな要因の一つであるコミュニケーション不足の解消に向けた研修等を実施し、対話を促進することで、風通しの良い職場風土を醸成することが重要である。加えて、心理的安全性を備えた環境を整え、職員が安心して職務に専念できるよう、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態把握に努め、ラインケアにおける自身の役割を認識し、職員の変化に気づきやすい

関係性を築くなど、丁寧なケアを行うことが求められる。

職員においては、心身の健康保持に向けて日頃から健康状態を把握し、適切な生活習慣の維持に努めつつ、ストレスの兆候に早期に気づき、必要に応じて相談機関等を活用されたい。また、ハラスメントは重大な人権侵害であることを強く認識し、関心と理解を深めることが重要である。他者を尊重した言動を心がけ、職場環境の改善に主体的に寄与することが望まれる。

(3) 多様な人材の活躍推進

人口減少や高齢化等による労働力不足は深刻な社会課題であり、複雑化・多様化する行政課題に対応しながら、組織力を向上させ、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様な人材が活躍できる職場環境の整備が求められている。

本市では、「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、女性職員の比率に関する目標値を、教職員を除く全職員を対象に、令和8年度において管理職は30%以上、役職者（消防職員を除く。）は40%以上としている。今年度の実績値は、管理職が22.9%、役職者が30.3%であり、一定の進捗がみられる。引き続き、計画期間の最終年度である令和8年度における目標達成に向け、女性職員の比率向上に向けた一層の取組が求められる。

女性登用を推進するためには、ライフイベントとキャリアの両立を支援する制度の充実が不可欠である。加えて、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、多様なロールモデルの提示やアンコンシャス・バイアスの解消等を通じて、女性職員が意欲を持って活躍し続けられる職場環境の整備に取り組まれない。

第2表 行政職職員等の女性役職者、管理職比率

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
【行政職職員等】			
女性職員 / 全職員	35.8%	36.8%	37.6%
女性役職者 / 全役職者	29.0%	30.0%	30.3%
女性管理職 / 全管理職	20.5%	21.5%	22.9%
【教 職 員】			
女性職員 / 全職員	56.4%	55.7%	55.5%
女性役職者 / 全役職者	33.9%	33.7%	33.9%
女性管理職 / 全管理職	24.5%	25.8%	26.6%

(注) 行政職職員等（消防職員含む、教職員除く。役職者については、消防職員除く。）は各年4月1日現在、教職員（学校事務職員含む。）は各年5月1日現在の実績値である。

また、昨年10月から、男性職員の育児参画強化策・堺モデルの運用を変更し、フレキシブル・ワーク（時差出勤）やテレワーク（在宅勤務）の取得要件が緩和されたほか、本年10月には、仕事と育児の両立支援の観点から、部分休業の取得形態や子の看護等休暇制度の取得要件（授業参観や家庭訪問への参加等）が拡充された。「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、男性育児休業取得率を令和8年度までに80%とすることが目標値として示されており、昨年度の取得率は、令和5年度から17.3ポイント上昇し80.4%となっている。目標値を達成しているものの、取得期間が30日未満の男性職員が約4割を占めており、取得しやすい職場風土の醸成に加え、より長期間の取得を促す取組などを通じて、性別を問わず育児や介護等と両立できる柔軟な働き方の選択肢を広げることが求められる。

第3表 行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）の育児休業取得率

育児休業取得率	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女 性 職 員	98.9%	98.7%	96.6%
男 性 職 員	46.4%	63.1%	80.4%

高齢層職員においては、これまでに培った経験等を活用し、後進の育成や知識・技術の継承に取り組むことが期待される。高い意欲を持って活躍できるよう、面談等を通じて本人の知識や経験を把握し、個々の適性や能力、事

情に応じた多様で柔軟な働き方が実現される人事配置を行われたい。

また、障害者法定雇用率が段階的に引き上げられている現状を踏まえ、引き続き、障害のある職員が安心していきいきと働き続けられるよう、障害の特性に応じた合理的配慮の提供や職場定着支援に取り組まれない。

既に導入されている在宅勤務に加え、フレックスタイム制の導入や兼業の許可基準の見直しなど、魅力ある勤務制度の整備を進めることで、職員の離職防止や人材確保、ひいては自らの価値観やライフスタイルに応じた働き方を主体的に選択し、働くことを通じて自己の成長と人生の充実を図るワーク・イン・ライフの実現にも資することとなる。

こうした取組を通じて、性別や年齢、価値観、生活背景、認知特性などの違いを尊重し、育児や介護など職員それぞれの事情に配慮した上で、公平な機会のもと、全ての職員がその能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要である。互いの立場や意見を尊重しながら、自らの考えを正確に伝える姿勢を育むことにより、心理的安全性を備えた職場環境を整備し、相互理解と組織への参画意識の向上を図ることが求められる。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度（自営兼業）の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT（オンライン試験）の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】 242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】 232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】 200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、月例給、期末手当・勤勉手当について、引上げ改定することが必要と判断しました。なお、月例給、特別給ともに引上げの勧告を行うのは、4年連続となり、月例給においては、昨年に引き続き、堺市人事委員会設立以来の高水準となる引上げの勧告となりました。

また、近年の国内外の不安定な社会情勢、人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、生成AIを始めとするデジタル技術の急速な進化など、複雑化・高度化する行政課題に対応し、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、優秀な人材の確保と定着が喫緊の課題です。

加えて、職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮する人材マネジメントの取組や、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境の整備が極めて重要です。職員の皆様におかれましては、心理的安全性を備えた風通しの良い職場風土の中、柔軟な発想力と変革への行動力で挑み、活気ある組織の一員として活躍されることを期待します。

一方、職員の不祥事による懲戒処分事案が依然として発生していることは、誠に遺憾であります。不祥事を根絶させるために、全体の奉仕者として常に厳しく自らを律して服務規律を遵守し、高い倫理観と使命感に基づいて、引き続きその職務に精励されることを切に望みます。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和7年10月3日

堺市人事委員会

委員長 島田 睦史

参 考 資 料

参考資料 目次

1 職員給与関係

令和7年堺市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与月額等	2
第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数	6
第3表 給料表別、年齢別職員数	32
第4表 扶養手当の支給状況	34
第5表 住居手当の支給状況	34
第6表 通勤手当の支給状況	35

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	37
第7表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第8表 職種別、学歴別初任給	39
第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第11表 民間における通勤手当の支給状況	50
第12表 民間における住宅手当の支給状況	50

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査	51
第13表 民間従業員の平均所定内給与額	52
第14表 民間従業員の所定内給与額の分布状況	53
第15表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額	53
(2) 生計費	55
第16表 費目別、世帯人員別標準生計費	55

1 職員給与関係

令和7年堺市職員給与実態調査の概要

本委員会が実施した本年の堺市職員給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

令和7年4月1日現在における、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

○ 調査の対象職員

調査期日において本市に在職する一般職の職員を対象とした。ただし第1表から第6表については、調査期日現在において、次に該当する職員は調査から除外した。

- ・任期付職員
- ・現業職員
- ・企業職員
- ・会計年度任用職員
- ・臨時的任用職員
- ・休職中の職員
- ・育児休業中の職員
- ・育児短時間勤務職員
- ・専従休職中の職員
- ・派遣されている職員
- ・暫定再任用職員
- ・定年前再任用短時間勤務職員
- ・定年が段階的に引き上げられるに伴い、堺市職員の給与に関する条例附則第41項及び堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第7項により給料月額が決定される職員

○ 調査の内容

給料表適用職員数、給与額、勤続年数、年齢、学歴等について調査した。

○ 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課、労務課及び行政部総務サービス課並びに教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課及び教職員人事課の協力を得た。

第1表 給料表別平均給与月額等
その1 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居手当	その他	合計
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,616	336,237	8,940	9,559	39,078	393,814	7,395	130	401,339
医療職給料表	10	516,620	85,000	15,800	98,787	716,207	10,820	253,200	980,227
消防職給料表	1,020	324,903	5,018	15,300	37,974	383,195	6,986	0	390,181
保育職給料表	259	334,134	5,108	5,087	37,876	382,205	6,212	0	388,417
高等学校等 教育職給料表	182	383,841	4,266	9,951	43,786	441,844	7,510	5,679	455,033
小中学校等 教育職給料表	3,301	369,291	4,603	8,985	42,116	424,995	7,773	5,502	438,270
全給料表	8,388	349,050	6,627	9,909	40,276	405,862	7,464	2,646	415,972

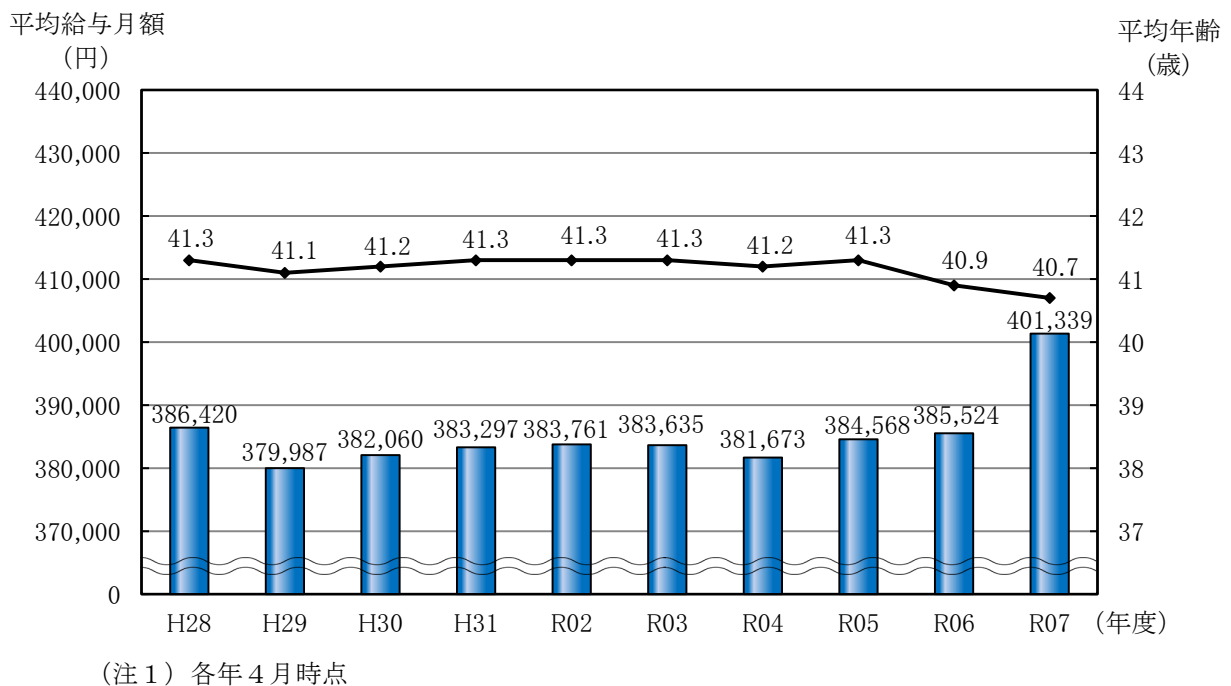
(注1) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「給与制度変更に伴う差額相当額」を含む。

(注2) その他は、「初任給調整手当」、「単身赴任手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

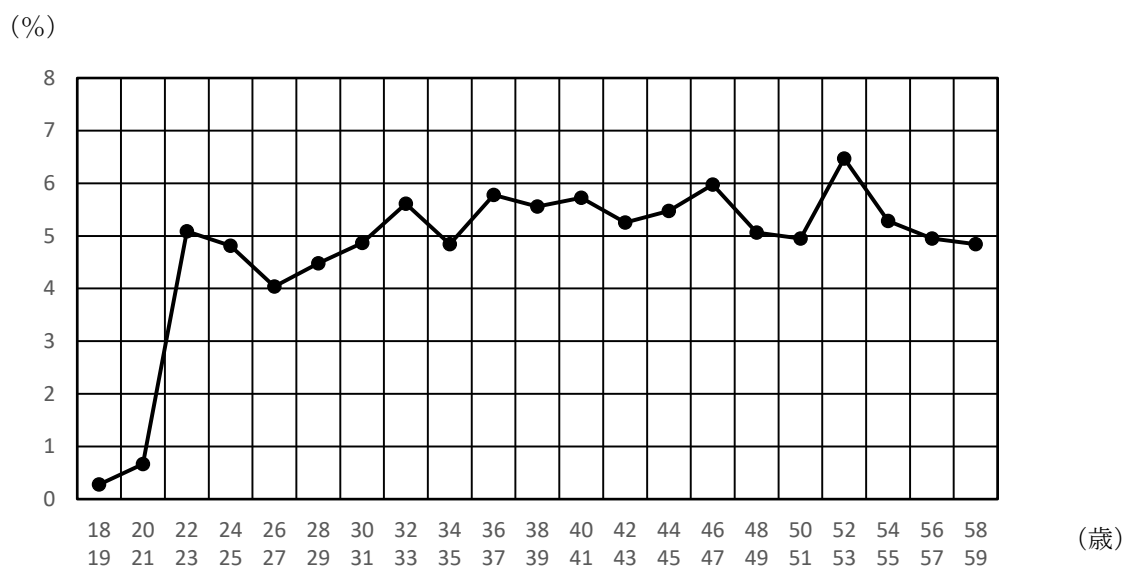
その2 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別、性別職員構成比

区分 給料表	平均 年齢	平均 勤続 年数	学歴別職員構成比				性別職員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	40.7	15.2	0.2	15.7	2.7	81.3	55.7	44.3
医療職給料表	48.5	7.3	－	－	－	100.0	40.0	60.0
消防職給料表	37.8	16.1	－	43.6	1.4	55.0	96.1	3.9
保育職給料表	42.3	19.4	－	0.4	90.3	9.3	5.4	94.6
高等学校等 教育職給料表	39.7	8.6	－	0.5	2.2	97.3	48.9	51.1
小中学校等 教育職給料表	37.3	10.3	－	0.1	3.3	96.6	47.0	53.0
全給料表	39.0	13.4	0.1	12.1	5.5	82.3	55.5	44.5

その3 平均給与月額及び平均年齢の推移 (行政職給料表適用職員)



その4 職員の年齢階層別人員構成比 (行政職給料表適用職員)



その5 平均給与月額の内訳の推移
(行政職給料表適用職員)

区分 年	職員数	平均給与月額							
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居 手当	その他	合計
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
令和6年	3,618	325,332	9,165	9,189	34,429	378,115	7,306	103	385,524
令和7年	3,616	336,237	8,940	9,559	39,078	393,814	7,395	130	401,339
令和7年 － 令和6年	△ 2	10,905	△ 225	370	4,649	15,699	89	27	15,815

(注) 各年4月時点

第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数
行政職給料表

号給 職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	164,500		226,900	96	260,200	18	268,400		327,800	
2	165,900		228,400	1	261,900		270,100		329,700	
3	167,300		229,900		263,500		271,900		331,800	
4	168,700		231,400	7	265,200		273,700		333,700	
5	170,200		232,800	69	267,000	20	275,500	4	335,500	
6	172,000		234,300	1	268,700		277,300	1	337,600	
7	174,000		235,800	1	270,200		279,100		339,600	
8	176,100		237,300	12	271,900	7	280,900		341,700	
9	178,300		238,800	57	273,600	16	282,600	9	343,200	2
10	180,700		240,300	1	274,800		284,200		345,100	
11	183,100		241,800	2	276,200		286,000		346,900	
12	185,500		243,300	16	277,600	5	287,700	3	348,900	
13	188,000	6	244,800	71	279,000	12	289,500	16	350,900	3
14	190,200		246,100	1	280,300	1	291,300		352,600	
15	192,300		247,400		281,900		293,200		354,400	
16	194,300	5	248,700	18	283,400	8	295,100	6	356,100	6
17	196,200	2	250,100	30	284,900	10	297,000	15	357,800	8
18	198,100		251,700	1	286,300	2	298,500	1	359,300	
19	200,100		253,200	3	287,500		300,100		361,000	
20	202,000	6	254,700	20	288,700	18	301,600	18	362,700	
21	204,000		256,100	38	289,900	4	303,100	13	364,300	4
22	206,000	1	257,400	2	291,500	2	304,900	1	365,800	
23	208,000		258,900	1	293,100		306,700	1	367,200	
24	210,000	14	260,300	27	294,600	9	308,700	16	368,700	19
25	212,000	1	261,900	38	296,200	5	310,400	12	370,200	10
26	214,000		263,100	4	297,800	1	312,200		371,600	1
27	216,000		264,400	2	299,400	1	314,000		373,100	1
28	218,000	10	265,600	28	301,000	15	315,900	20	374,500	18
29	220,000	94	267,000	40	302,500	7	317,700	16	375,700	
30	221,600		268,100	4	304,100	1	319,500		377,200	4
31	222,800	1	269,200	2	305,700	3	321,500		378,700	2
32	224,100		270,200	26	307,200	20	323,400	18	380,100	12
33	225,500	11	271,200	39	308,600	8	325,100	29	381,500	1
34	226,700		272,200	2	310,200	2	327,100		383,000	7
35	227,900		273,100	4	311,700	4	328,900	1	384,500	2
36	229,000		274,000	43	313,200	18	330,800	29	386,000	13
37	230,000	13	274,900	25	314,600	8	332,400	25	387,500	
38	231,000		275,900	2	316,000	1	334,100	1	389,100	3
39	232,100		277,100	3	317,500	14	335,900	2	390,700	2
40	233,200		278,300	32	319,000	21	337,700	18	392,200	8
41	234,200	5	279,300	27	320,400	11	339,500	21	393,600	3
42	235,200		280,400		321,700	13	341,100	4	394,900	19
43	236,300		281,500	2	323,000	6	342,600		396,200	1
44	237,300		282,600	26	324,300	18	344,200	22	397,600	8
45	238,300	6	283,700	17	325,500	15	345,700	13	398,900	
46	239,200		284,900	5	326,800	5	347,200	1	400,300	13
47	240,100		286,100	2	328,000	7	348,700		401,800	
48	241,000		287,300	21	329,300	12	350,200	18	403,200	7

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
347,800	440,900	487,500
350,400	443,600	490,400
353,000	446,400	493,300
355,700	449,100	496,000
358,300	451,900	498,800
360,700	454,200	501,600
363,300	456,500	504,500
366,000	458,700	507,400
368,500	461,100 2	510,200 1
370,900	463,300	512,900
373,300	465,700	515,700 3
375,800	467,900 2	518,500
378,200	470,000 1	521,200 6
380,300	472,400 3	523,900 2
382,600	474,600 1	526,700 4
384,900	477,000	529,400 1
387,300	479,000 6	532,100 1
389,500	480,900 5	535,000 2
391,700	482,900 10	537,900 4
394,100 1	484,700 6	540,900 1
396,300 1	486,400 7	543,800 1
398,300	488,300 7	546,100 1
400,300	490,100 6	548,600
402,300 2	492,000 10	551,100
404,200	493,700 1	553,500
406,100 2	495,600 5	555,800
408,000 2	497,500 2	558,300
409,900 6	499,400 4	560,800
411,700 4	501,100 4	563,200
413,600 3	502,600 1	564,900
415,600 1	504,300	566,700
417,300 6	505,800	568,500
419,200	507,300	570,200 1
421,000 14	508,700 1	
422,600 4	510,100	
424,300 2	511,300	
426,000 2	512,400	
427,700 5	513,400	
429,400 5	514,300	
431,000 6	515,200	
432,600 7	516,000	
434,300 9	516,600	
435,800 2	517,100	
437,300 6	517,700	
438,700 16	518,100	
440,100 23		
441,500 5		
442,700 4		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	241,900	5	288,100	19	330,500	13	351,700	17	404,500	1
50	242,800		289,000	4	331,800	9	353,100	4	405,700	15
51	243,700		289,900	1	333,300	4	354,400	9	406,900	6
52	244,500		290,900	20	334,700	12	355,700	20	408,100	5
53	245,300	2	291,800	12	336,000	4	357,000	17	409,300	9
54	246,000		292,700		337,400	10	358,300	9	410,300	2
55	246,700		293,700		338,800	4	359,600	2	411,100	2
56	247,400		294,600	7	340,000	7	360,900	28	411,900	3
57	248,100	1	295,600	7	341,200	6	362,200	5	412,700	5
58	248,800		296,500		342,500	4	363,500	12	413,500	3
59	249,500		297,400	1	344,100	6	364,900	3	414,300	3
60	250,200		298,300	4	345,500	14	366,400	15	415,100	3
61	250,900	2	299,100	5	346,900	4	367,700	3	415,900	13
62	251,600		299,700	1	348,500	6	369,100	13	416,600	3
63	252,300		300,300		349,900	5	370,600	2	417,300	4
64	253,000		300,900	4	351,500	10	371,900	21	417,800	11
65	253,600		301,400	3	353,000	4	373,400	3	418,400	6
66	254,200		301,900		354,200	3	374,700	2	418,900	5
67	254,900		302,400		355,400	4	376,200	3	419,500	7
68	255,600		302,900		356,600	5	377,700	12	420,100	3
69	256,200	2	303,400	3	357,900	4	379,000	5	420,700	8
70	256,700		303,900		359,200	11	380,300	15	420,900	9
71	257,200		304,400	1	360,600	3	381,400	2	421,200	2
72	257,700		304,900	1	361,700	7	382,700	6	421,600	12
73	258,200	1	305,400	3	363,000	3	383,900	5	421,900	7
74	258,600		305,800		363,900	2	385,000	6	422,100	10
75	259,000		306,200		364,900	4	386,000	8	422,300	9
76	259,400		306,500	1	366,100	6	387,100	12	422,500	14
77	259,800		306,700		366,900	9	388,000	8	422,700	6
78	260,200		306,900		367,900	3	389,000	10	422,800	3
79	260,600		307,100		368,900	4	390,000	4	422,900	7
80	261,000		307,300		370,000	5	391,000	6	423,000	6
81	261,300		307,500	1	371,100	5	392,100	5	423,100	3
82	261,600		307,700		372,000	7	392,800	1	423,200	1
83	261,900		307,900		372,900	7	393,700	3	423,300	2
84	262,200		308,100		373,700	2	394,500	5	423,400	6
85	262,500		308,300	2	374,400	7	395,300	9	423,500	24
86	262,800		308,500		375,200	3	396,100	7		
87	263,000		308,700		376,000	2	396,900	1		
88	263,200		308,900	3	376,900	2	397,700	2		
89	263,400	1	309,100	1	377,800	14	398,600	7		
90	263,600		309,300		378,400	4	399,100	10		
91	263,800		309,500		378,900	7	399,700	1		
92	264,000		309,700		379,500	4	400,200	4		
93	264,200	3	309,900	1	380,100	10	400,600	11		
94			310,100		380,600	17	401,200	2		
95			310,300		381,200	9	401,700	9		
96			310,500	1	381,800	20	402,300	6		
97			310,700	1	382,300	12	402,800	8		
98			310,900		382,600	14	403,200	8		
99			311,100		382,800	12	403,600	5		
100			311,300		383,000	16	403,900	12		

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
444,100 6		
445,200 16		
446,400 2		
447,500 9		
448,500 1		
449,400 20		
450,200 3		
451,100 8		
452,100 11		
452,800 18		
453,700 2		
454,500 6		
455,300 9		
456,100 11		
456,800 6		
457,600 2		
458,400 10		
459,200 5		
459,600 7		
460,500 6		
461,000 4		
461,400 2		
461,700 2		
462,100 1		
462,300 1		
462,500 2		
462,900 2		
463,100		
463,400 5		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
101		311,500	383,200 12	404,200 6	
102		311,700	383,500 11	404,500 7	
103		311,900	383,700 8	404,800 4	
104		312,100	384,000 7	405,100 17	
105		312,300 1	384,200 8	405,200 5	
106		312,500	384,400	405,400 9	
107		312,700	384,600	405,600 5	
108		312,900 1	384,800 1	405,700 9	
109		313,100	385,000	405,800 1	
110		313,300	385,200	405,900 2	
111		313,500	385,400	406,000 1	
112		313,700	385,600 1	406,100	
113		313,900	385,800 11	406,200 2	
114		314,100			
115		314,300			
116		314,500			
117		314,700			
118		314,900 1			
119		315,100			
120		315,300			
121		315,500 1			
122		315,700			
123		315,900			
124		316,100			
125		316,300 1			
職員数計	192人	981人	776人	825人	415人

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
315人	84人	28人
	職員数合計	3,616人

医療職給料表

給 号	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
		円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
1		282,600	368,000	431,000	501,000	597,600
2		285,000	371,000	433,800	503,000	600,500
3		287,400	374,000	436,500	505,100	603,400
4		289,900	377,000	439,300	507,100	606,100
5		292,200	379,600	441,800	509,100	608,700
6		295,900	382,700	444,200	511,100	610,800
7		299,600	385,800	446,900	512,900	612,900
8		303,400	389,000	449,600	514,900	615,100
9		307,000	391,700	452,100	516,900	616,900
10		310,800	394,800	454,600	518,800	617,900
11		314,800	397,800	457,100	520,800	619,200
12		318,800	400,900	459,700 1	522,600	620,300
13		322,700	403,800	461,900	524,500	621,600
14		326,600	407,200	464,100	526,600	622,400
15		330,600	410,700	466,300	528,400	623,200
16		334,600	414,200	468,700 1	530,300	624,100
17		338,300	417,700	470,800	532,100	625,100
18		341,600	420,000	472,900	534,000	626,000
19		345,100	422,600	475,100	536,000	627,000
20		348,500	425,100	477,500	537,900	627,800
21		352,200	427,900	479,700	539,500	628,800
22		356,100	430,200	481,700	541,100	
23		359,900	432,700	483,900	542,900	
24		363,700	434,900	485,900	544,700	
25		367,100	436,900	487,900	546,200	
26		370,000	438,800	489,900	547,900	
27		372,600	440,700	491,500	549,600	
28		375,200	442,800	493,400 1	551,200	
29		378,100	445,000	495,400	552,900	
30		380,300	446,900	497,500	554,500	
31		382,400	448,700	499,600	556,300	
32		384,400	450,500	501,600	557,900	
33		386,300	452,500	503,400	559,600	
34		388,300	454,200	505,300	561,400	
35		390,300	455,900	507,000	563,100	
36		392,600 1	457,500	508,800 1	564,900	
37		394,600	459,000	510,400	566,500	
38		396,500	460,500	512,000	568,100	
39		398,400	461,900	513,500	569,700	
40		400,800	463,400	515,100	571,200	
41		402,900	465,100	516,500	572,800 1	
42		404,200	466,400	518,100	574,200	
43		405,400	467,800	519,700	575,600	
44		406,400	469,400	521,200	577,000	
45		407,400	471,000	522,600	578,100	
46		408,500	472,500	524,000	579,000	
47		409,600	473,800	525,700	580,000 1	
48		410,800	475,300	526,900	581,000	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	411,600	476,800	528,500	581,900	
50	412,300	478,200	529,700	582,700	
51	413,000	479,600	530,900	583,600	
52	413,300	481,100	532,100	584,400	
53	413,900	482,500	533,300	585,200	
54	414,300	483,500	534,500	586,100	
55	414,800	484,400	535,600	586,900	
56	415,100	485,300	536,700	587,800	
57	415,600	486,100	537,800	588,700	
58	416,200	486,800	538,500	589,600	
59	416,600	487,400	539,400	590,500	
60	417,000	488,000	540,100	591,300	
61	417,500	488,600	540,800	592,200	
62	418,000	488,800	541,700	593,100	
63	418,200	489,300	542,400	594,000	
64	418,400	489,800	543,200 1	594,900	
65	418,600	490,300	544,000	595,800	
66		490,800	544,900		
67		491,300	545,500		
68		491,800	546,300		
69		492,200	547,000		
70		492,800	547,700		
71		493,400	548,500		
72		493,800	549,300		
73		494,200	549,800		
74		494,600	550,400		
75		495,100	551,300		
76		495,500	551,800		
77		495,900	552,300		
78		496,400	553,100		
79		496,900	553,800		
80		497,300	554,600		
81		497,900	555,600		
82		498,300	556,100		
83		498,800	557,000 1		
84		499,400	557,900		
85		499,800	558,300		
86		500,300	559,200		
87		500,900	560,100		
88		501,300	561,000 1		
89		501,700	561,800		
90		502,100			
91		502,600			
92		503,200			
93		503,700			
94		504,200			
95		504,800			
96		505,400			
97		505,900			
職員数計	1人	0人	7人	2人	0人
				職員数合計	10人

消防職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	173,900		212,000		241,400		284,000		328,900	
2	175,600		214,100		243,200		285,900		330,800	
3	177,200		216,000		245,100		287,600		332,700	
4	178,900		218,200		247,000		289,200		334,500	
5	180,500		220,400		248,600		291,000		336,300	
6	182,000		222,600		250,400		292,800		338,200	
7	183,500		225,000		252,200		294,600		340,100	
8	185,100		227,300	9	254,000		296,400		342,000	
9	186,600		229,600		255,800		298,200		343,900	
10	188,300		231,600		257,100		299,600		345,800	
11	189,700		233,700		258,600		301,000		347,700	
12	191,100		236,000	2	260,200	2	302,500	1	349,600	
13	192,600	4	238,100		261,900		304,400		351,500	
14	194,800		239,700		263,600		306,100		353,400	
15	197,000		241,400	1	265,300		307,600		355,400	
16	199,100	5	243,100	17	267,200	1	309,400		357,400	
17	201,200		244,600		268,500		311,200		359,300	
18	203,400		246,300	7	270,300	1	312,800	1	361,200	
19	205,600	1	248,000	1	271,900		313,900		363,200	
20	207,800	5	249,700	28	273,500	1	314,800	2	365,200	
21	210,000	7	251,400		274,900		316,400	1	367,200	
22	212,100		252,700	4	276,300		317,500	1	369,200	
23	214,000		254,200	2	277,500		319,000		370,900	
24	216,200	7	255,800	19	278,800	4	320,600	1	372,500	
25	218,400	3	257,600		279,900		322,000		374,300	
26	220,600		259,000	3	281,300	2	323,800		376,100	
27	223,000		260,500		282,400		325,500	1	377,700	
28	225,300	6	262,100	17	283,500	6	327,200	4	379,500	1
29	227,600	8	263,200		284,300		328,700		381,200	
30	229,600	4	264,900	6	285,200	1	330,900	3	382,600	
31	231,700		266,400		286,300		332,700		384,000	
32	233,900	13	267,900	12	287,100	11	334,500		385,700	2
33	236,000	1	269,300		288,300		336,100	2	387,200	1
34	237,800	4	270,700	7	289,700	3	337,900	4	388,700	
35	239,500		272,000	1	290,600		339,900		390,300	1
36	241,300	3	273,200	16	291,700	16	341,900	11	391,800	4
37	242,800		274,400		292,700		343,700	1	393,300	
38	244,500	6	275,400	12	293,700	4	345,700	5	394,800	4
39	246,000		276,300		294,500		347,600	1	396,200	1
40	247,700	1	277,100	13	295,400	10	349,500	5	397,700	2
41	249,300	1	278,200		296,500		351,500	1	399,300	
42	250,900	4	279,200	7	297,500	5	353,000	6	400,900	
43	252,400		280,100		298,700		354,500	2	402,300	1
44	254,100	1	281,200	17	299,600	3	356,100	5	403,900	3
45	255,500	1	282,600		300,600		357,300		405,300	
46	256,800	1	283,800	13	302,100	13	359,000	2	406,800	
47	258,200		284,800		303,500		360,400	1	408,300	
48	259,600		286,000	14	304,600	13	362,100	13	409,700	2
49	261,100		286,800		306,100		363,700	1	411,200	
50	262,700	2	287,700	13	307,800	8	365,000	4	412,700	2
51	264,300		288,400	2	309,000		366,300	2	413,500	
52	265,800	1	289,400	8	310,500	16	367,800	11	414,800	

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
347,800	440,900	487,500
350,400	443,600	490,400
353,000	446,400	493,300
355,700	449,100	496,000
358,300	451,900	498,800
360,700	454,200	501,600
363,300	456,500	504,500
366,000	458,700	507,400
368,500	461,100	510,200
370,900	463,300	512,900 1
373,300	465,700	515,700
375,800	467,900	518,500 1
378,200	470,000	521,200
380,300	472,400	523,900
382,600	474,600	526,700
384,900	477,000	529,400
387,300	479,000	532,100
389,500	480,900	535,000
391,700	482,900	537,900
394,100	484,700 4	540,900
396,300	486,400 2	543,800
398,300	488,300	546,100
400,300	490,100	548,600
402,300	492,000	551,100
404,200	493,700 1	553,500
406,100	495,600	555,800
408,000	497,500 1	558,300
409,900	499,400	560,800
411,700	501,100	563,200
413,600	502,600	564,900
415,600	504,300	566,700
417,300 1	505,800	568,500
419,200	507,300	570,200
421,000	508,700	
422,600	510,100	
424,300 1	511,300	
426,000	512,400	
427,700	513,400	
429,400	514,300	
431,000	515,200	
432,600	516,000	
434,300	516,600	
435,800	517,100	
437,300	517,700	
438,700 4	518,100	
440,100		
441,500 1		
442,700		
444,100		
445,200 1		
446,400		
447,500		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	267,000		290,300		311,800		369,300	2	416,200	2
54	268,100	3	291,400	9	313,300	12	370,600	4	417,700	
55	269,200		292,500		314,700		372,100	2	419,100	1
56	270,400		293,500	7	316,300	16	373,400	6	420,600	
57	271,300		294,600		317,600		374,700		422,200	1
58	272,400		296,100	10	319,100	9	376,100	2	423,300	2
59	273,200		297,400		320,600		377,600		424,400	
60	274,100		298,700	8	322,300	6	379,100	4	425,600	
61	274,900		300,000		323,400		380,700		426,600	1
62	275,900		301,500	3	324,500	8	382,100		427,500	9
63	276,800		302,600		326,100		383,700		428,400	1
64	277,600		304,200	6	327,600	12	384,900	4	429,200	2
65	278,700	1	305,400		328,900		386,200	1	430,200	
66	279,800		306,300	6	330,300	6	387,500	2	431,200	5
67	280,600		307,600		331,500		389,000	1	432,100	4
68	281,400		308,900	1	332,700	11	390,400	1	432,900	1
69	282,300		310,400		333,900		391,700		433,800	4
70	283,100		311,800	3	335,300	3	393,000		434,400	1
71	283,900		313,200		336,400		394,100		435,100	1
72	284,700		314,600	1	337,700	15	395,400	3	435,800	1
73	285,600		315,700		338,700		396,200		436,300	2
74	286,600		316,700	3	340,100	5	396,900	2	436,900	3
75	287,500		317,900		341,400		398,000		437,600	4
76	288,300		319,300	1	342,800	5	399,100	3	438,100	2
77	289,300		320,300		344,300		400,200		438,800	
78	290,300		321,300	1	345,900	3	401,200		439,200	2
79	291,300		322,300		347,500		402,200		439,600	3
80	292,200		323,500	4	348,900	2	403,200	2	440,000	1
81	293,000		324,400		350,600		404,300	1	440,500	1
82	294,000		325,500	1	352,100	1	405,100	2	440,900	3
83	294,800		326,400		353,500		405,900	2	441,300	
84	295,800		327,700	1	355,000	3	406,800		441,700	2
85	296,800		328,900		356,300		407,500	1	442,000	1
86	297,700		330,100	2	357,600	1	408,400	1	442,300	
87	298,800		331,200		359,000		409,200	2	442,400	
88	299,600		332,500		360,400	8	410,100	2	442,600	
89	300,400		333,900		361,600		411,000		442,800	1
90	301,300		335,200		362,900		411,400	1	443,000	
91	302,200		336,500		364,100		412,000	2	443,300	
92	302,900		338,000		365,300	1	412,600	1	443,500	
93	303,800		339,200		366,500		413,000		443,700	
94	304,600		340,400	1	367,800		413,600	2		
95	305,700		341,500		369,200		414,100	2		
96	306,600		342,500		370,200	2	414,700			
97	307,700		343,900		371,400		415,300			
98	308,500		345,300		372,500		415,700	2		
99	309,500		346,600		373,600		416,100	1		
100	310,300		347,800		374,600	1	416,400	2		
101	311,300		348,900		375,800	1	416,700	1		
102	312,100		349,800		376,900		417,100			
103	313,000		350,800		377,900		417,500	1		
104	313,800		352,000	1	378,800	7	417,900			

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
448,500 4		
449,400 1		
450,200 1		
451,100		
452,100 3		
452,800 5		
453,700 5		
454,500 1		
455,300 1		
456,100 4		
456,800 2		
457,600		
458,400 2		
459,200		
459,600 1		
460,500 1		
461,000 4		
461,400 2		
461,700 1		
462,100 1		
462,300 3		
462,500 2		
462,900 5		
463,100 3		
463,400 3		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
105	314,600	353,200	379,900	418,100	
106	315,400	354,000	380,200	418,400	
107	316,400	355,100	380,700	418,700	
108	317,300	356,100	381,400 4	419,000	
109	318,100	357,100	382,100 1	419,300	
110	318,900	357,900	382,600 2	419,500	
111	319,800	358,500	383,200	419,800	
112	320,800	359,500	383,800	420,100	
113	321,600	360,500	384,200	420,400	
114	322,500	361,300	384,700 1	420,700	
115	323,500	362,200	385,300	420,900	
116	324,400	363,200	385,900	421,200	
117	325,300	364,100	386,300	421,300	
118	326,000	364,500	386,900 3	421,600	
119	326,700	364,900	387,400	421,900	
120	327,300	365,400	388,000	422,100	
121	327,800	365,800	388,200	422,400	
122	328,500	366,300	388,800 3	422,700	
123	329,200	366,600	389,500	423,000	
124	329,800	366,900	390,100 1	423,300	
125	330,700	367,100	390,600	423,600	
126	331,400	367,300	391,000 2		
127	332,200	367,500	391,500		
128	333,000	367,800	392,000 3		
129	333,600	368,100	392,300		
130	334,400	368,500	392,700 3		
131	335,100	368,900	393,200 1		
132	335,900	369,300	393,700 2		
133	336,500	369,700	393,900		
134	336,800	370,200	394,400 6		
135	337,300	370,500	394,900		
136	337,800	370,800	395,300 1		
137	338,100	371,000	395,600		
138		371,200	396,100		
139		371,500	396,600		
140		371,900	397,100		
141		372,100	397,400 1		
142		372,600			
143		373,100			
144		373,500			
145		373,800			
職員数計	93人	320人	292人	157人	85人

6級	7級	8級
給料月額 職員数 円 人	給料月額 職員数 円 人	給料月額 職員数 円 人
63人	8人	2人
	職員数合計	1,020人

保育職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
1	184,200	244,600	268,400	327,800	347,800
2	185,800	246,400	270,100	329,700	350,400
3	187,400	248,100	271,900	331,800	353,000
4	189,100	249,900	273,700	333,700	355,700
5	190,800	251,800	275,500	335,500	358,300
6	192,700	253,900	277,300	337,600	360,700
7	194,700	255,600	279,100	339,600	363,300
8	196,800	257,300	280,900	341,700	366,000
9	198,800	259,000	282,600	343,200	368,500
10	200,900	260,500	284,200	345,100	370,900
11	202,900	261,900	286,000	346,900	373,300
12	205,000	263,400	287,700	348,900	375,800
13	207,200	265,200	289,500	350,900	378,200
14	209,400	266,700	291,300	352,600	380,300
15	211,600	268,100	293,200	354,400	382,600
16	213,900	269,600	295,100	356,100	384,900
17	216,100 1	271,200	297,000	357,800	387,300
18	217,900	272,800	298,500	359,300	389,500
19	219,700	274,300	300,100	361,000	391,700
20	221,500 1	275,900	301,600	362,700	394,100
21	223,300	277,500	303,100	364,300	396,300
22	225,100	278,900	304,900	365,800	398,300
23	227,000	280,300	306,700	367,200	400,300
24	228,900	281,800	308,700	368,700	402,300
25	230,900 9	283,400	310,400	370,200	404,200
26	232,700	284,800	312,200	371,600	406,100
27	234,600	286,200	314,000	373,100	408,000
28	236,500 5	287,800	315,900	374,500	409,900
29	238,200 1	289,300	317,700	375,700	411,700
30	240,000	291,000	319,500	377,200	413,600
31	241,700	292,400	321,500	378,700	415,600
32	243,500 11	293,900	323,400	380,100	417,300
33	245,400	295,800	325,100	381,500	419,200
34	247,500	297,500	327,100	383,000	421,000
35	249,200	299,100	328,900	384,500	422,600
36	250,900 7	300,800	330,800	386,000	424,300
37	252,700	302,300	332,400	387,500	426,000
38	254,400	303,900	334,100	389,100	427,700
39	256,100	305,400	335,900	390,700	429,400 1
40	257,700 7	306,800	337,700	392,200	431,000
41	259,600	308,500	339,500	393,600	432,600 1
42	261,200	310,200	341,100	394,900	434,300
43	262,700	311,600	342,600	396,200	435,800
44	264,300 8	313,300	344,200	397,600	437,300
45	266,000	315,100	345,700	398,900	438,700
46	267,600 1	316,800	347,200	400,300	440,100 4
47	269,100	318,400	348,700	401,800 2	441,500
48	270,700 6	320,100	350,200	403,200	442,700

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	272,400 1	321,700	351,700	404,500	444,100
50	274,000	323,200	353,100	405,700	445,200 1
51	275,600	324,700	354,400	406,900	446,400
52	277,200 9	326,000 1	355,700	408,100	447,500 1
53	278,900	327,000	357,000	409,300	448,500 1
54	280,400	328,000 1	358,300	410,300	449,400 1
55	281,800	329,000	359,600	411,100	450,200
56	283,400 4	330,100 1	360,900	411,900	451,100 1
57	284,900	331,200 1	362,200	412,700 1	452,100 1
58	286,400	332,300	363,500	413,500	452,800 2
59	287,600	333,400 2	364,900	414,300	453,700
60	288,900 11	334,500	366,400	415,100 1	454,500 1
61	290,400	335,600 1	367,700 1	415,900	455,300 2
62	291,800	336,700	369,100	416,600 1	456,100 1
63	293,000	337,900	370,600 1	417,300	456,800 1
64	294,100 6	339,100 1	371,900 1	417,800	457,600
65	295,300	340,200	373,400	418,400 1	458,400
66	296,500 2	341,400	374,700	418,900 1	459,200
67	297,700	342,400	376,200	419,500 1	459,600
68	298,800 5	343,400 1	377,700	420,100 2	460,500
69	300,100 5	344,300 3	379,000	420,700	461,000
70	301,300	345,200	380,300	420,900	461,400
71	302,300	346,200	381,400 1	421,200 1	461,700
72	303,300 2	347,000	382,700 2	421,600 1	462,100
73	304,400	347,800 1	383,900 1	421,900	462,300
74	305,400 1	348,600	385,000 1	422,100 3	462,500
75	306,300 2	349,400	386,000	422,300 1	462,900
76	307,300	350,200	387,100	422,500 3	463,100
77	308,200	351,200 1	388,000 2	422,700	463,400
78	309,000	352,000	389,000 3	422,800	
79	309,800	352,500 1	390,000 3	422,900	
80	310,500	353,200	391,000	423,000	
81	311,200	353,800 1	392,100 1	423,100	
82	311,700	354,200 3	392,800 1	423,200	
83	312,300	354,600 1	393,700 2	423,300	
84	312,800 1	355,000	394,500	423,400	
85	313,100	355,500 2	395,300 3	423,500	
86	313,500	355,800 1	396,100		
87	313,900	356,100 3	396,900		
88	314,300 2	356,400 2	397,700		
89	314,700 1	356,600 2	398,600 1		
90	314,900	356,900 1	399,100		
91	315,200	357,100 1	399,700		
92	315,500	357,500	400,200		
93	315,800	357,700 2	400,600 1		
94	316,100	357,900 1	401,200		
95	316,400	358,100	401,700		
96	316,700	358,400 2	402,300		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
97	317,000	358,700 5	402,800		
98	317,300	359,200 2	403,200 1		
99	317,600	359,700 5	403,600		
100	317,900	360,100 1	403,900		
101	318,200	360,400 5	404,200		
102	318,400	360,700 6	404,500		
103	318,600	360,900 4	404,800		
104	318,800	361,300 7	405,100		
105	319,000	361,600 3	405,200		
106	319,200	361,800 4	405,400		
107	319,300	361,900 2	405,600		
108	319,500	362,200 1	405,700		
109	319,700	362,500 2	405,800		
110	319,900	362,800	405,900		
111	320,100	363,000	406,000		
112	320,200	363,300	406,100		
113	320,400	363,500	406,200		
114	320,600	363,800			
115	320,800	364,100			
116	321,000	364,400			
117	321,100	364,600			
118	321,200	364,900			
119	321,300	365,100			
120	321,500	365,400			
121	321,700	365,700 2			
122	321,800				
123	321,900				
124	322,000				
125	322,100				
126	322,200				
127	322,400				
128	322,500				
129	322,600				
130	322,700				
131	322,800				
132	323,000				
133	323,100				
134	323,200				
135	323,400				
136	323,600				
137	323,700				
138	323,800				
139	324,000				
140	324,200				
141	324,300				
142	324,400				
143	324,600				
144	324,800				

職務 の級 給 号	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
145	324,900				
146	325,000				
147	325,100				
148	325,300				
149	325,500				
150	325,700				
151	325,900				
152	326,000				
153	326,200				
職員数計	109人	86人	26人	19人	19人
				職員数合計	259人

高等学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	174,200		225,900		305,900		427,200		490,500	
2	177,000		228,500		308,500		428,500		492,000	
3	179,800		231,000		311,100		429,700		493,500	
4	182,600		233,500		313,700		430,900		495,000	
5	185,400		236,000		316,200		432,100		496,300	
6	188,600		238,100		318,800		433,300		497,100	1
7	191,800		240,200		321,300		434,400		497,900	
8	195,000		242,200		323,800		435,500		498,700	
9	198,200		244,200	2	326,300		436,500		499,400	
10	201,400		245,800		328,800		437,800		500,200	
11	204,600		246,900	1	331,200		439,000		501,000	
12	207,800		247,900	4	333,600		440,100		501,700	
13	211,000		248,900		336,000		441,200		502,200	1
14	213,900		250,500		338,700	1	442,600		503,000	
15	216,800		252,100	1	341,400		444,000		503,800	
16	219,700		253,700	2	344,100		445,300		504,600	
17	222,600		255,200		346,700		446,600	1	505,400	2
18	224,800		257,300	1	349,000		448,100		506,200	
19	227,000		259,300		351,300		449,600		506,800	
20	229,200		261,300	3	353,500		450,700		507,400	
21	231,400		263,300	2	355,700		451,600	1	508,000	
22	233,600		265,900		357,900		453,200		508,600	
23	235,600		268,500	1	360,000		454,700	1	509,200	
24	237,600		271,100	2	362,100		456,100		509,800	
25	239,500		273,600		364,200		457,100		510,400	
26	240,700		276,200	1	366,300		458,400		511,000	
27	241,900		278,800		368,400		459,600		511,600	
28	243,000		281,400	4	370,500	1	460,800		512,200	
29	244,100		284,000		372,500		461,900	1	512,800	
30	245,500		286,600		374,600		463,100			
31	246,900		289,200		376,600		464,200	1		
32	248,300		291,800	5	378,600		465,300			
33	249,600		294,400	1	380,600		466,400			
34	251,200		297,000		382,600		467,500			
35	252,800		299,600		384,500		468,900			
36	254,400		302,100	1	386,400		470,300			
37	256,000		304,600	1	388,200		471,300			
38	257,800		307,100	2	390,400		472,800			
39	259,600		309,600	1	392,400		474,300	1		
40	261,400		312,000	2	394,400	1	475,800			
41	263,100		314,400	1	396,100		477,000			
42	264,600		316,800	1	398,300	1	477,900	1		
43	266,000		319,200	3	400,200		478,800			
44	267,400		321,500	3	402,000		479,600			
45	268,800		323,800	1	403,400		480,100			
46	270,100		326,200	2	405,400		481,000			
47	271,400		328,600	1	407,200		481,900			
48	272,700		331,000	2	408,900		482,600			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	274,000	333,400	410,300	482,900	
50	275,300	335,600 2	412,200	483,400	
51	276,600	337,800 1	414,000	483,800	
52	277,900	340,000 2	415,600	484,200	
53	279,200	342,100	416,600	484,400	
54	280,300	344,400 1	418,400	485,000	
55	281,400	346,700 1	419,800	485,400	
56	282,400	349,000 1	421,000 1	485,800	
57	283,400	351,200 3	421,600	486,100	
58	284,800	353,400 2	422,900	486,500	
59	286,100	355,500 3	424,100	486,900	
60	287,400	357,600 8	425,200	487,300	
61	288,700	359,600 4	426,100	487,700	
62	289,800	361,700 2	427,400		
63	290,900	363,700 3	428,500		
64	292,000	365,700 1	429,500		
65	293,100	367,700 1	430,100		
66	294,400	369,700 2	431,500		
67	295,600	371,600 1	432,900		
68	296,800	373,500 2	434,000		
69	298,000	375,400	434,500		
70	299,200	377,400	435,800 1		
71	300,400	379,400 1	437,100		
72	301,600	381,400 2	438,100		
73	302,800	383,300	438,700		
74	303,900	385,200 2	440,100		
75	305,000	387,000 1	441,400		
76	306,100	388,800 4	442,700		
77	307,100	390,600 1	443,400		
78	308,000	392,400 2	444,500 1		
79	308,900	394,200 1	445,600		
80	309,800	395,900 1	446,500		
81	310,700	397,600 2	447,200		
82	311,600	399,100	447,900		
83	312,500	400,600	448,600		
84	313,300	402,100 3	449,000		
85	314,100	403,600 1	449,400		
86	315,000	404,700 1	450,100		
87	315,900	405,800 1	450,800		
88	316,800	406,900 1	451,300		
89	317,600	407,900 1	451,700		
90	318,300	409,100 2	452,300 2		
91	319,000	410,200 1	452,800		
92	319,700	411,300 1	453,400		
93	320,300	412,400 2	453,800		
94	321,100	413,400 4	454,000 1		
95	321,900	414,400 3	454,200 1		
96	322,700	415,300 3	454,400		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
97	323,500	416,200 1	454,600		
98	324,300	417,200	454,800 1		
99	325,100	418,200	455,000		
100	325,800	419,100 1	455,200 1		
101	326,500	420,000 1	455,400		
102	327,100	420,900 1	455,600		
103	327,700	421,700	455,800		
104	328,200	422,500 2	456,000		
105	328,700	423,100	456,100		
106	329,300	424,100 1	456,300		
107	329,800	425,000	456,500		
108	330,300	425,900 1	456,700		
109	330,800	426,500 2	456,900		
110	331,300	427,300 1			
111	331,800	428,100 1			
112	332,300	428,700 1			
113	332,700	429,100 1			
114	333,100	429,500			
115	333,500	429,800			
116	333,900	430,000			
117	334,300	430,200			
118	334,800	430,600			
119	335,300	431,000			
120	335,700	431,300			
121	336,100	431,500			
122	336,500	431,700			
123	336,800	431,900			
124	337,100	432,100 1			
125	337,400	432,300			
126	337,800	432,500 1			
127	338,100	432,700			
128	338,400	432,900 1			
129	338,600	433,100			
130	338,800	433,300			
131	339,000	433,400 3			
132	339,200	433,600 1			
133	339,400	433,800			
134	339,600	434,000 1			
135	339,800	434,200			
136	340,000	434,400 2			
137	340,200	434,500 1			
138	340,400	434,700			
139	340,600	434,900 1			
140	340,800	435,100			
141	341,000	435,300			
142	341,200	435,500			
143	341,400	435,700			
144	341,600	435,900			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
145	341,800	436,100			
146	342,000	436,300			
147	342,200	436,500			
148	342,400	436,700			
149	342,600	436,900			
150	342,800				
151	343,000				
152	343,200				
153	343,300				
154	343,500				
155	343,700				
156	343,900				
157	344,100				
158	344,300				
159	344,500				
160	344,700				
161	344,900				
162	345,100				
163	345,300				
164	345,500				
165	345,700				
166	345,900				
167	346,100				
168	346,300				
169	346,500				
職員数計	0人	158人	13人	7人	4人
				職員数合計	182人

小中学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	174,200		203,100		305,900		409,000	2	456,900	3
2	177,000		206,300		308,500		410,400		457,900	
3	179,800		209,500		311,100		411,700		458,900	
4	182,600		212,600		313,700		413,000		459,900	
5	185,400		215,700		316,200		414,300	5	460,600	4
6	188,600		218,300		318,800		416,000		461,500	
7	191,800		220,900		321,300		417,500	2	462,300	1
8	195,000		223,400		323,800		419,000	1	463,200	1
9	198,200		225,900		326,300		420,200	8	464,300	7
10	201,400		228,500		328,800		421,500	1	465,000	1
11	204,600		231,000		331,200		422,800		465,700	4
12	207,800		233,500		333,600		424,100	1	466,400	
13	211,000		236,000		336,000		425,200	9	467,000	9
14	213,900		238,100		338,700		426,200	2	467,700	2
15	216,800		240,200	1	341,400		427,200	2	468,400	8
16	219,700		242,200		344,100		428,200	3	469,000	4
17	222,600		244,200	71	346,700	1	429,200	8	469,300	11
18	224,800		245,800	1	349,000		430,200	1	470,000	3
19	227,000		246,900	5	351,300		431,200	1	470,600	3
20	229,200		247,900	80	353,500	2	432,200		471,200	3
21	231,400		248,900	10	355,700		432,900	7	471,700	5
22	233,600		250,500	5	357,900	2	434,000	1	472,400	3
23	235,600		252,100	2	360,000	1	435,000		473,000	
24	237,600		253,700	82	362,100	1	436,000	3	473,600	4
25	239,500		255,200	8	364,200		436,800	10	474,100	2
26	240,700		257,300	12	366,300		437,800	3	474,700	2
27	241,900		259,300		368,400	1	438,800	2	475,300	
28	243,000		261,300	59	370,500	9	439,800	2	475,900	
29	244,100		263,300	13	372,500	1	440,400	6	476,400	
30	245,500		265,900	11	374,500	1	441,500	1	477,100	1
31	246,900		268,500	4	376,400		442,600	4	477,800	1
32	248,300		271,100	65	378,300	5	443,700	5	478,500	
33	249,600		273,600	11	380,200	1	444,400	6	479,100	
34	251,100		276,200	8	381,900	2	444,900	4	479,800	
35	252,600		278,800	8	383,600	1	445,400	3	480,500	
36	254,100		281,400	61	385,200	5	445,900		481,200	
37	255,600		284,000	5	386,800		446,400	1	481,700	2
38	257,300		286,600	27	388,300	4	446,900	1		
39	258,900		289,200	6	389,800	2	447,400	7		
40	260,500		291,800	70	391,300	8	447,800	3		
41	262,100		294,400	14	392,700		448,100	4		
42	263,500		297,000	11	394,000	8	448,600			
43	264,900		299,600	9	395,200	5	449,000	2		
44	266,200		302,100	72	396,400	7	449,400	2		
45	267,500		304,600	11	397,600	2	449,700	3		
46	268,900		307,100	22	398,900	5	450,000	2		
47	270,300		309,600	8	400,100	2	450,300	1		
48	271,600		312,000	69	401,300	4	450,500	2		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	272,900		314,400	13	402,500	7	450,700	1		
50	274,200		316,800	19	403,600	6	451,000	2		
51	275,500		319,200	9	404,700	4	451,200	1		
52	276,800		321,500	87	405,700	9	451,400			
53	278,100		323,800	5	406,700	5	451,600			
54	279,200		326,200	26	407,600	4	451,800			
55	280,300		328,600	10	408,500	1	452,000			
56	281,400		331,000	102	409,300	3	452,200	2		
57	282,500		333,400	9	410,100	4	452,400			
58	283,700		335,600	32	411,000	7	452,700			
59	284,900		337,800	15	411,900	2	453,000			
60	286,100		340,000	83	412,800	3	453,300			
61	287,300		342,100	15	413,600	5	453,600	1		
62	288,400		344,400	36	414,400	4	453,800			
63	289,400		346,700	19	415,100	7	454,000			
64	290,400		349,000	72	415,800	3	454,200			
65	291,400		351,200	17	416,500	6	454,400	1		
66	292,600		353,300	32	417,400	2	454,600			
67	293,800		355,400	16	418,300	3	454,800			
68	295,000		357,500	80	419,100	2	455,000			
69	296,100		359,600	18	419,900	3	455,200			
70	297,300		361,600	38	420,600	1	455,400			
71	298,400		363,600	17	421,300	4	455,600			
72	299,500		365,600	73	422,000	6	455,800			
73	300,600		367,600	12	422,700		456,000			
74	301,700		369,500	28	423,600	6				
75	302,700		371,400	19	424,400	2				
76	303,700		373,300	76	425,200	2				
77	304,700		375,000	14	426,000	1				
78	305,700		376,600	28	426,600	2				
79	306,600		378,200	14	427,200					
80	307,500		379,700	53	427,800	2				
81	308,400		381,200	18	428,400	3				
82	309,200		382,700	34	429,000	5				
83	310,000		384,000	14	429,600	3				
84	310,800		385,300	39	430,200	1				
85	311,500		386,500	24	430,700	3				
86	312,200		387,900	21	431,100	3				
87	312,900		389,100	15	431,500	3				
88	313,600		390,300	21	431,800	3				
89	314,300		391,500	31	432,100	2				
90	314,700		392,600	18	432,500	2				
91	315,100		393,600	18	432,800	2				
92	315,500		394,600	26	433,100	3				
93	315,900		395,500	35	433,400					
94	316,100		396,500	16	433,700	1				
95	316,300		397,300	18	434,000					
96	316,500		398,100	20	434,200					

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
97	316,700	398,800 19	434,400 3		
98	316,900	399,500 23	434,600		
99	317,100	400,200 18	434,800		
100	317,300	400,900 17	435,000		
101	317,500	401,400 24	435,200 1		
102	317,700	402,100 18	435,400 3		
103	317,900	402,800 19	435,600		
104	318,100	403,500 21	435,800		
105	318,300	404,000 16	435,900 3		
106	318,500	404,600 25	436,100 1		
107	318,700	405,200 22	436,300		
108	318,900	405,800 19	436,500		
109	319,100	406,400 31	436,700		
110	319,400	407,100 20	436,900		
111	319,600	407,800 20	437,100		
112	319,800	408,400 8	437,300		
113	320,000	408,800 10	437,500 1		
114	320,200	409,700 16			
115	320,400	410,500 11			
116	320,600	411,200 9			
117	320,800	411,700 10			
118	321,100	412,400 6			
119	321,300	413,100 13			
120	321,500	413,700 6			
121	321,700	414,300 7			
122	321,900	415,000 9			
123	322,100	415,700 4			
124	322,300	416,300 2			
125	322,500	416,600 6			
126	322,700	417,000 6			
127	322,900	417,600 5			
128	323,100	417,900 6			
129	323,300	418,300 9			
130	323,500	418,700 11			
131	323,700	419,200 4			
132	323,900	419,600 4			
133	324,100	419,900 5			
134	324,300	420,300 4			
135	324,500	420,700 3			
136	324,700	421,100 6			
137	324,900	421,500 2			
138	325,100	421,900 4			
139	325,300	422,200 2			
140	325,500	422,600 5			
141	325,700	423,100 2			
142	325,900	423,400 5			
143	326,100	423,700 5			
144	326,300	424,000 3			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	326,500		424,200	3						
146	326,700		424,500	3						
147	326,900		424,800	2						
148	327,100		425,100	3						
149	327,300		425,300	1						
150	327,500		425,500	1						
151	327,700		425,700	2						
152	327,900		425,900	1						
153	328,100		426,100	1						
154	328,300		426,300	3						
155	328,500		426,500							
156	328,700		426,700							
157	328,900		426,900							
158			427,100							
159			427,300							
160			427,500							
161			427,700							
職員数計	0人		2,836人		242人		139人		84人	
							職員数合計		3,301人	

第3表 給料表別、年齢別職員数

給料表 年齢	行政職給料表	医療職給料表	消防職給料表	保育職給料表
歳	人	人	人	人
18	5		2	
19	5		6	
20	9		10	1
21	15		12	1
22	95		19	9
23	89		22	6
24	85		27	10
25	89		33	7
26	86		26	7
27	60		34	8
28	70		22	7
29	92		31	7
30	98		32	7
31	78		34	7
32	105		49	6
33	98		34	2
34	107		30	11
35	68	1	38	2
36	93		39	4
37	116		40	4
38	106		34	2
39	95	1	40	3
40	106	1	30	
41	101		35	1
42	100		34	3
43	90	1	35	3
44	83	1	20	5
45	115		23	2
46	110		11	3
47	106		13	4
48	83		10	3
49	100		16	4
50	89		17	8
51	90	1	22	10
52	126		18	18
53	108	1	19	14
54	97		18	21
55	94		11	18
56	95		19	11
57	84		12	9
58	89	1	19	9
59	86		24	2
60		1		
61				
62		1		
63				
64				
65				
職員数計	3, 616人	10人	1, 020人	259人

給料表 年齢	高等学校等 教育職給料表	小中学校等 教育職給料表	全給料表
歳	人	人	人
18			7
19			11
20			20
21			28
22	2	71	196
23	5	95	217
24	4	97	223
25	5	82	216
26	4	88	211
27	4	77	183
28	5	109	213
29	2	98	230
30	7	110	254
31	5	119	243
32	7	128	295
33	6	130	270
34	1	136	285
35	14	143	266
36	6	149	291
37	4	146	310
38	7	120	269
39	6	129	274
40	9	126	272
41	4	112	253
42	8	104	249
43		107	236
44	4	91	204
45	5	85	230
46	7	79	210
47	3	69	195
48	3	66	165
49	7	67	194
50	4	71	189
51	3	48	174
52	6	51	219
53	6	39	187
54	5	36	177
55	3	31	157
56	4	20	149
57	2	28	135
58	4	25	147
59	1	19	132
60			1
61			
62			1
63			
64			
65			
職員数計	182人	3,301人	8,388人

第4表 扶養手当の支給状況

項目 扶養親族数	受給 職員数	扶養親族の内訳			
		配偶者	子	うち特定期間 にある子	父母等
1人	1,123	249	787	202	87
2人	1,388	304	2,429	521	43
3人	928	548	2,214	450	22
4人	209	172	654	119	10
5人	27	23	111	16	1
6人以上	7	7	39	11	0
計	3,682	1,303	6,234	1,319	163

(注1) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(注2) 特定期間にある子とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。

第5表 住居手当の支給状況

その1 支給状況

区分	職員構成比	平均支給額
受給者	26.0%	28,707円
非受給者	74.0%	
合計	100.0%	7,464

その2 受給者に対する支給状況

区分	職員構成比
堺市内居住者	手当額 14,000 円未満の受給者 0.0%
	手当額 14,000 円以上 30,000 円未満の受給者 7.6%
	手当額 30,000 円の受給者 61.6%
堺市外居住者	手当額 11,000 円未満の受給者 0.0%
	手当額 11,000 円以上 27,000 円未満の受給者 2.2%
	手当額 27,000 円の受給者 28.7%
計	100.0%

第6表 通勤手当の支給状況

区 分				職員構成比			平均支給額				
受 給 者	交通機関等のみの利用者				%			円			
					38.8			14,881			
	交通機関等及び交通用具の併用者				7.6			14,498			
	交通用具のみの利用者				45.4			5,254			
	【通勤距離】				自転車使用		自転車 以外	自転車使用		自転車 以外	
					堺市内 居住者	堺市外 居住者		堺市内 居住者	堺市外 居住者		
					片道 5 km未満	11.5	0.9	4.9	4,000	3,000	2,011
					片道 5 km以上 10 km未満	4.6	1.1	12.1	6,200	5,200	4,203
	片道 10 km以上 15 km未満	0.4	0.7	5.5	9,100	8,100	7,103				
	片道 15 km以上 20 km未満				2.0			10,007			
	片道 20 km以上 25 km未満				0.6			12,900			
	片道 25 km以上 30 km未満				0.5			15,800			
	片道 30 km以上 35 km未満				0.2			18,700			
	片道 35 km以上 40 km未満				0.1			21,600			
	片道 40 km以上 45 km未満				0.1			24,400			
	片道 45 km以上 50 km未満				0.0			26,200			
片道 50 km以上 55 km未満				0.0			28,000				
片道 55 km以上 60 km未満				0.0			29,800				
片道 60 km以上				—			—				
計				91.8			10,093				
非 受 給 者				8.2							
合 計				100.0			9,268				

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会が人事院、大阪府人事委員会等と共同で実施した本年の職種別民間給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等を検討するため、令和7年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

○ 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所 265 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

○ 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により9層に層化（グループ化）し、これらの層から75事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第7表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

○ 集計

ア 調査実人員

初任給関係 418 人（行政職に相当する調査実人数 334 人）

初任給関係以外の調査職種 4,470 人（行政職に相当する調査実人員 3,959 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、27,233 人であり、行政職に相当するものは 21,041 人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

企 業 規 模 産 業	計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	64	30	27	7
農業、林業、漁業	*	*	*	*
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	6	6	*	*
製造業	37	16	15	6
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	9	3	6	*
卸売業、小売業	3	*	*	*
金融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業	*	*	*	*
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービス業	8	3	5	*

(注1) 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が11事業所あった。

(注2) 「*」は、調査事業所が2事業所以下であることを示す。

(注3) 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第8表 職種別、学歴別初任給

職 種 \ 学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	243,140 円	— 円	205,506 円
新 卒 事 務 員	243,292	—	* 199,818
新 卒 技 術 者	242,940	x	208,343

(注1) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(注2) 「*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(注3) 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

(注4) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（第10表から第12表において同じ。）。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	53.8	955,866	50,806	905,060	
	短 大 卒	3	54.4	990,393	66,168	924,225	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	53.4	943,854	0	943,854	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	54.4	1,014,949	0	1,014,949	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	56	54.0	743,479	6,693	736,786	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	44	53.9	771,821	8,005	763,816	
	短 大 卒	4	53.7	663,161	0	663,161	
	高 校 卒	8	54.8	640,288	3,310	636,978	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	100	53.6	800,271	2,599	797,672	同上
	大 学 卒	80	53.5	820,229	2,607	817,622	
	短 大 卒	6	52.7	815,662	710	814,952	
	高 校 卒	14	54.8	693,201	3,316	689,885	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	32	53.1	787,930	8,004	779,926	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	30	53.2	792,354	4,519	787,835		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	51.2	727,860	55,320	672,540		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	25	51.4	732,608	100	732,508	同上	
大 学 卒	19	50.0	737,970	38	737,932		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	5	57.0	725,377	341	725,036		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	222	50.1	650,484	19,696	630,788	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大 学 卒	168	49.7	673,080	19,254	653,826		
短 大 卒	26	50.5	568,244	26,794	541,450		
高 校 卒	28	52.1	578,080	15,891	562,189		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	456	48.8	648,542	6,876	641,666	同上	
大 学 卒	330	47.5	655,080	2,661	652,419		
短 大 卒	30	50.3	552,317	4,899	547,418		
高 校 卒	96	52.7	656,328	22,186	634,142		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	56	49.5	534,840	22,480	512,360	
	短 大 卒	40	48.8	561,588	23,871	537,717	
	高 校 卒	3	45.5	417,913	31,064	386,849	
	中 学 卒	13	52.7	485,059	16,276	468,783	
		-	-	-	-	-	
	技術課長代理	178	43.6	572,272	58,101	514,171	同上
	大 学 卒	116	41.6	571,522	57,944	513,578	
	短 大 卒	20	42.1	515,753	56,112	459,641	
	高 校 卒	40	50.4	609,972	51,903	558,069	
	中 学 卒	2	53.5	654,363	155,463	498,900	
	事務係長	287	48.0	587,035	104,051	482,984	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	185	45.8	616,578	116,192	500,386	
	短 大 卒	26	50.6	532,915	85,675	447,240	
	高 校 卒	75	52.6	538,002	81,615	456,387	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	416	46.9	630,010	113,899	516,111	同上
	大 学 卒	222	44.4	632,552	116,564	515,988	
	短 大 卒	35	46.2	675,764	136,458	539,306	
	高 校 卒	157	51.3	612,687	103,202	509,485	
	中 学 卒	2	58.5	549,295	50,665	498,630	
	事務主任	229	44.8	462,072	54,448	407,624	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大 学 卒	136	42.1	460,910	50,697	410,213	
	短 大 卒	32	45.9	444,795	55,469	389,326	
	高 校 卒	58	50.9	477,789	57,292	420,497	
	中 学 卒	3	45.5	413,464	138,346	275,118	
	技術主任	246	45.2	547,577	94,799	452,778	同上
	大 学 卒	93	42.4	551,019	96,021	454,998	
	短 大 卒	23	42.9	570,018	119,242	450,776	
	高 校 卒	129	47.9	541,547	88,862	452,685	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係員	692	39.9	381,211	43,329	337,882	
	大 学 卒	365	35.3	404,683	50,679	354,004	
	短 大 卒	145	42.4	339,030	31,946	307,084	
	高 校 卒	180	47.5	371,687	38,001	333,686	
	中 学 卒	2	49.5	365,864	72,426	293,438	
	技術係員	809	33.2	452,302	76,281	376,021	
	大 学 卒	425	31.1	454,286	74,211	380,075	
	短 大 卒	115	34.7	438,950	80,172	358,778	
	高 校 卒	267	41.3	452,401	83,427	368,974	
	中 学 卒	2	42.5	256,855	18,257	238,598	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	人 4	歳 53.8	円 955,866	円 50,806	円 905,060	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	54.4	990,393	66,168	924,225	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工場長	5	54.4	1,014,949	0	1,014,949	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	54.4	1,014,949	0	1,014,949	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	27	54.1	862,544	11,110	851,434	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	24	54.0	870,980	12,511	858,469	
	短 大 卒	2	55.2	635,224	0	635,224	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	71	53.8	840,851	2,934	837,917	同上
	大 学 卒	61	53.5	869,052	3,409	865,643	
	短 大 卒	4	53.9	794,689	711	793,978	
	高 校 卒	6	56.5	611,028	0	611,028	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	29	53.2	817,942	4,406	813,536	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	28	53.2	813,665	4,565	809,100	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	16	50.0	820,113	171	819,942	同上
	大 学 卒	14	49.1	811,386	49	811,337	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	56.0	882,804	1,044	881,760	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	184	50.7	685,005	18,083	666,922	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	140	50.4	700,817	16,214	684,603	
	短 大 卒	20	51.5	629,336	30,771	598,565	
	高 校 卒	24	52.5	623,275	20,126	603,149	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	346	48.7	692,897	4,738	688,159	同上
	大 学 卒	274	47.6	686,213	641	685,572	
	短 大 卒	12	47.8	595,264	3,672	591,592	
	高 校 卒	60	54.2	745,299	24,741	720,558	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	42	50.2	579,190	19,527	559,663	
	短 大 卒	32	49.1	594,691	20,968	573,723	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	10	53.7	531,348	15,081	516,267	
	技術課長代理	168	43.5	578,272	60,156	518,116	同上
	大 学 卒	110	41.5	577,127	59,890	517,237	
	短 大 卒	20	42.1	515,753	56,112	459,641	
	高 校 卒	36	50.7	627,056	55,498	571,558	
	中 学 卒	2	53.5	654,363	155,463	498,900	
	事務係長	236	48.2	630,236	118,446	511,790	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	160	46.2	647,338	127,999	519,339	
	短 大 卒	16	51.9	590,925	104,232	486,693	
	高 校 卒	60	52.9	593,165	95,625	497,540	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	364	47.1	649,930	118,813	531,117	同上
	大 学 卒	198	44.7	651,828	122,816	529,012	
	短 大 卒	32	46.0	689,845	142,434	547,411	
	高 校 卒	132	51.8	634,253	104,229	530,024	
	中 学 卒	2	58.5	549,295	50,665	498,630	
事務主任	146	46.1	505,874	56,573	449,301	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大 学 卒	90	44.0	499,562	55,231	444,331		
短 大 卒	18	48.4	519,301	75,434	443,867		
高 校 卒	38	50.5	516,092	51,061	465,031		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	169	46.8	603,000	104,962	498,038	同上	
大 学 卒	61	43.9	616,284	111,832	504,452		
短 大 卒	19	42.3	598,651	127,423	471,228		
高 校 卒	89	50.2	593,742	93,971	499,771		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	504	39.5	405,774	47,825	357,949		
大 学 卒	272	35.2	435,416	58,650	376,766		
短 大 卒	120	41.9	343,804	33,476	310,328		
高 校 卒	112	48.6	411,547	37,534	374,013		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	622	32.7	461,883	78,096	383,787		
大 学 卒	354	31.0	460,096	75,577	384,519		
短 大 卒	102	34.5	444,738	83,166	361,572		
高 校 卒	166	41.5	485,288	89,190	396,098		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部長	29	53.9	655,851	3,442	652,409	
	大 学 卒	20	53.7	677,402	3,714	673,688	
	短 大 卒	2	52.5	687,250	0	687,250	
	高 校 卒	7	54.8	587,022	3,632	583,390	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	29	53.3	715,689	1,900	713,789	
	大 学 卒	19	53.4	686,828	415	686,413	
	短 大 卒	2	50.5	854,637	707	853,930	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	高 校 卒	8	53.7	748,339	5,541	742,798	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	3	51.8	552,021	36,288	515,733	同上
	大 学 卒	2	53.5	549,849	4,000	545,849	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上
	技術部次長	9	53.2	616,701	7	616,694	
	大 学 卒	5	51.7	584,320	13	584,307	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	57.5	648,938	0	648,938	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	38	47.3	507,784	26,366	481,418	
	大 学 卒	28	46.7	546,139	33,166	512,973	
	短 大 卒	6	47.9	416,296	16,901	399,395	同上
	高 校 卒	4	50.5	408,516	0	408,516	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	110	48.9	518,317	13,154	505,163	
	大 学 卒	56	47.0	510,668	12,029	498,639	同上
	短 大 卒	18	51.9	525,425	5,667	519,758	
	高 校 卒	36	50.4	526,522	18,458	508,064	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	14	47.7	423,549	29,891	393,658	
	短 大 卒	8	47.7	451,311	33,542	417,769	
	高 校 卒	3	45.5	417,913	31,064	386,849	
	中 学 卒	3	49.8	358,324	19,549	338,775	
		—	—	—	—	—	
	技術課長代理	10	44.9	462,103	20,367	441,736	同上
	大 学 卒	6	42.8	463,164	20,322	442,842	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	48.3	460,443	20,437	440,006	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	51	47.2	417,949	47,712	370,237	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	25	43.6	442,038	49,196	392,842	
	短 大 卒	10	49.0	455,681	60,969	394,712	
	高 校 卒	15	51.8	366,859	38,148	328,711	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	52	45.6	474,148	75,446	398,702	同上
	大 学 卒	24	41.5	439,919	54,083	385,836	
	短 大 卒	3	48.6	484,923	55,468	429,455	
	高 校 卒	25	49.1	505,051	98,076	406,975	
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務主任	83	42.9	394,883	51,189	343,694	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大 学 卒	46	38.7	390,704	42,460	348,244		
短 大 卒	14	43.1	364,180	33,867	330,313		
高 校 卒	20	51.4	420,944	66,540	354,404		
中 学 卒	3	45.5	413,464	138,346	275,118		
技術主任	77	41.3	409,014	69,391	339,623	同上	
大 学 卒	32	38.8	403,448	60,273	343,175		
短 大 卒	4	46.8	406,599	72,547	334,052		
高 校 卒	40	42.3	415,272	76,501	338,771		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
種	事務係員	188	40.9	312,256	30,707	281,549	
	大 学 卒	93	35.5	308,446	25,718	282,728	
	短 大 卒	25	45.4	311,843	23,238	288,605	
	高 校 卒	68	46.0	315,653	38,658	276,995	
	中 学 卒	2	49.5	365,864	72,426	293,438	
	技術係員	187	37.9	357,037	58,224	298,813	
	大 学 卒	71	33.6	331,935	45,440	286,495	
	短 大 卒	13	37.7	352,415	35,424	316,991	
	高 校 卒	101	40.8	376,017	70,041	305,976	
	中 学 卒	2	42.5	256,855	18,257	238,598	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級専 門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部長	10	52.5	555,291	0	555,291	
	大 学 卒	7	51.9	569,443	0	569,443	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	53.5	539,233	0	539,233	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	8	54.5	551,596	0	551,596	
	大 学 卒	3	53.8	550,944	0	550,944	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	高 校 卒	5	54.9	551,987	0	551,987	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	2	42.5	467,760	0	467,760	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	同上
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	42.5	467,760	0	467,760	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上
	事務課長	8	49.0	480,243	0	480,243	
	大 学 卒	2	51.0	460,590	0	460,590	
	短 大 卒	2	46.0	488,886	0	488,886	
	高 校 卒	4	49.5	485,749	0	485,749	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	3	48.8	400,485	48,896	351,589	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	48.8	400,485	48,896	351,589	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	13	47.7	417,289	7,162	410,127	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	9	45.5	429,983	4,865	425,118	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	52.5	388,726	12,331	376,395	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	14	45.0	373,420	15,728	357,692	同上
	大 学 卒	8	42.1	383,967	24,292	359,675	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	47.3	368,129	5,171	362,958	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務主任	18	47.7	367,812	15,874	351,938	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所において、職能 資格等が上記主任と同等と認められる 主任 中間職(係長-係員間)	
大 学 卒	8	44.5	354,983	8,814	346,169		
短 大 卒	4	49.0	392,433	25,384	367,049		
高 校 卒	6	51.2	368,503	18,947	349,556		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	7	44.9	359,230	5,046	354,184	同上	
大 学 卒	2	32.0	335,889	15,989	319,900		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	4	51.0	379,042	836	378,206		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
種	事務係員	46	37.0	287,998	12,618	275,380	
	大 学 卒	22	35.3	290,783	6,619	284,164	
	短 大 卒	6	34.2	272,885	22,170	250,715	
	高 校 卒	18	39.9	289,632	16,765	272,867	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	16	40.9	317,221	20,593	296,628	
	大 学 卒	11	41.5	324,546	17,504	307,042	
	短 大 卒	2	39.0	319,125	40,800	278,325	
	高 校 卒	3	39.8	289,095	18,450	270,645	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 事務・技術関係以外職種
企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従 事している者を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	5	54.1	519,757	0	519,757	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	5	48.9	456,825	11,277	445,548	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	8	45.2	528,062	63,271	464,791	下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	研究員	17	27.9	315,413	43,330	272,083	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	人	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副院長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあると きの職務代行者
	医科長	3	62.8	2,071,072	0	2,071,072	部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医師	4	45.8	1,842,393	16,250	1,826,143	
	歯科医師	33	44.1	1,233,164	50,437	1,182,727	
		-	-	-	-	-	
	薬局長	2	48.0	662,563	16,313	646,250	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	30	34.6	369,619	24,611	345,008	
	診療放射線技師	30	44.0	397,468	10,030	387,438	
	臨床検査技師	31	38.2	328,075	5,995	322,080	
	栄養士	16	35.6	313,026	8,422	304,604	
	理学療法士	74	31.9	320,917	27,155	293,762	
	作業療法士	42	34.3	307,168	16,989	290,179	
	総看護師長	7	53.4	698,765	0	698,765	部下に看護師長5人以上
	看護師長	39	50.5	625,755	2,609	623,146	部下に看護師又は准看護師5 人以上
	看護師	114	35.1	394,043	24,437	369,606	
准看護師	33	43.2	351,031	11,614	339,417		

(注) 教育関係職種及び海事関係職種については、対象となる事業所が少ないため、記載を省略した。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	42.1 %	57.9 %	44.0 %	56.0 %	52.6 %	47.4 %

第11表 民間における通勤手当の支給状況

その１ 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
	100.0%	(20.0%)	(55.2%)	(2.4%)	

(注) 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その２ 距離段階別定額制における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,631円	7,328円	13,457円	19,837円	25,565円	30,559円
距離(片道)	60km					
支給月額	33,787円					

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その３ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
	49.1%	(0.0%)	(30.3%)	(38.0%)	
					50.9%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第12表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	58.2%
支給しない	41.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	29,000円以上30,000円未満

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

○ 調査の目的と時期

この調査は、民間給与の状況を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、令和4年から令和6年における堺市内の民間給与等の実態を調査したものである。調査は、令和4年分から令和6年分の3年分を対象とした。なお、賃金構造基本統計調査の調査票情報は、各年6月の調査内容が翌年3月に公表された後に利用可能となるものである。

○ 調査の範囲

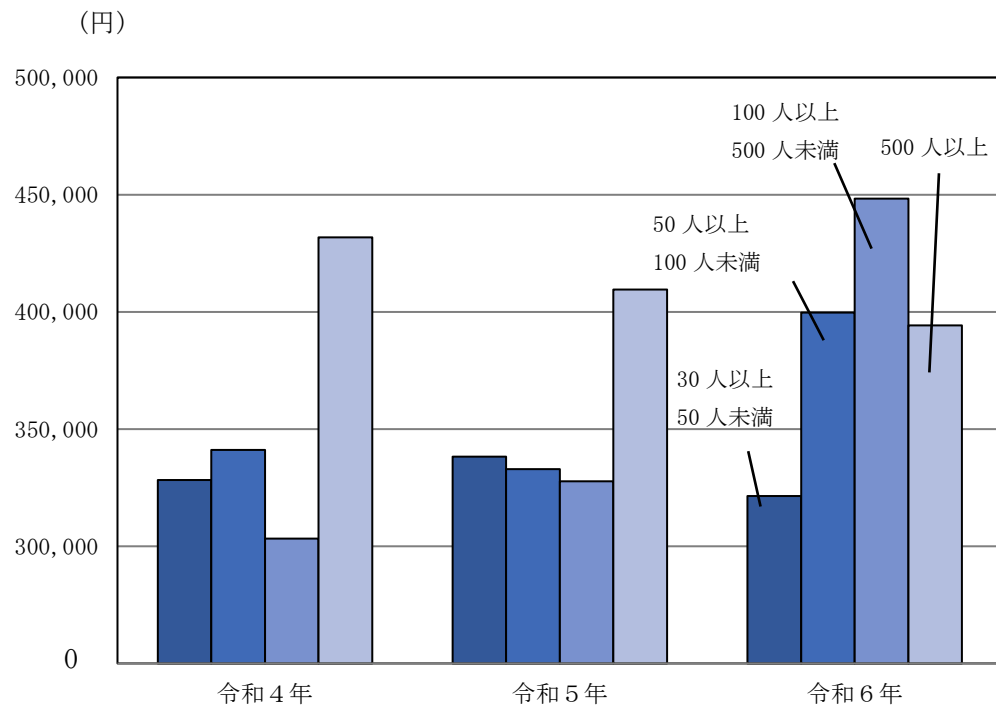
<調査対象>

- ・事業所：全産業の企業規模が常用労働者数30人以上で、かつ、事業所規模が正社員・正職員30人以上の本市内の民間事業所
- ・役職段階：部長級、課長級、係長級、非役職者の4段階

<調査対象外とする職種等>

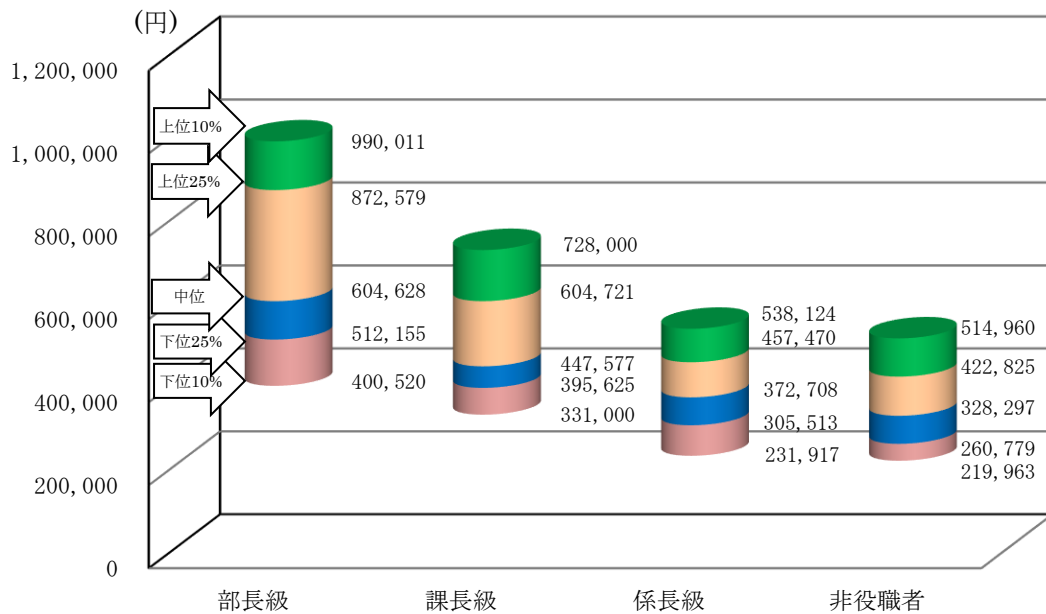
- ・区分：臨時労働者、正社員・正職員以外、雇用期間の定めあり、短時間労働者
- ・職種：生産労働者、専門的・技術的関連職業従事者

第 13 表 民間従業員の平均所定内給与額



(注) 事業所規模は、事業所の正社員・正職員の人数による。

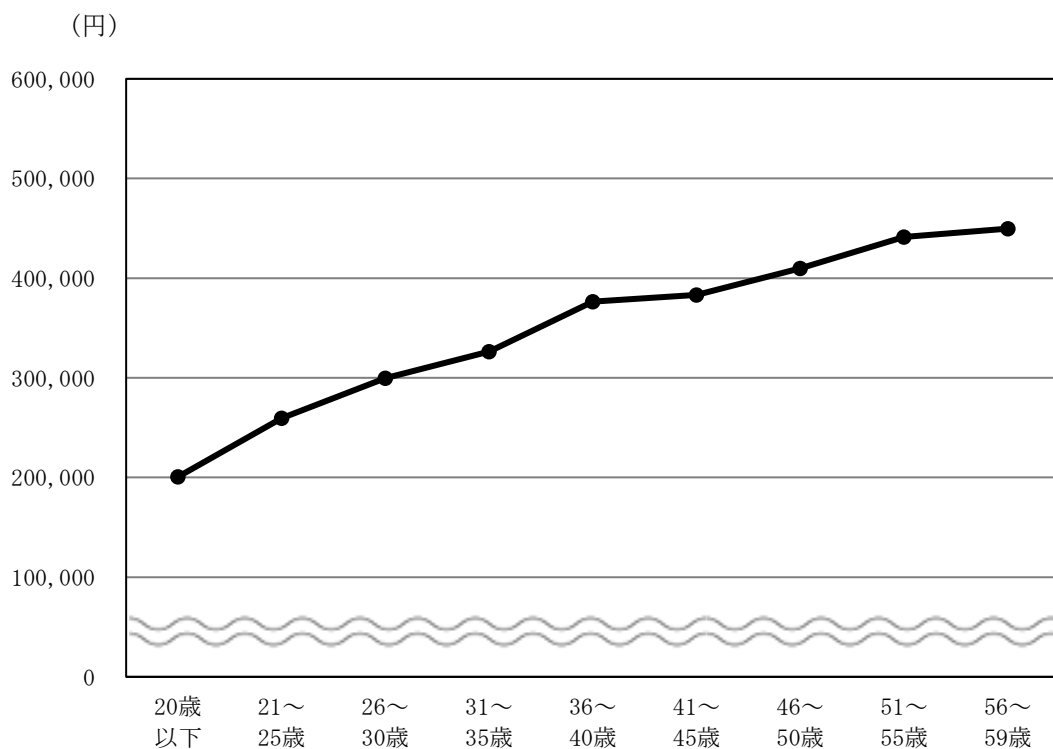
第 14 表 民間従業員の所定内給与額の分布状況



(注 1) 集計対象となる事業所の企業規模は、常用労働者 30 人以上である。令和 4 年から令和 6 年までの 3 年間の調査データで算出した。

(注 2) 上位 10%は、高い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。上位 25%は、高い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。中位は、中央値。下位 25%は、低い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。下位 10%は、低い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。

第 15 表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額



(2) 生計費

令和7年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

○ 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の家計調査等の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食 料 費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑 費 I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

○ 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第16表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月：堺市）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	33,970	45,880	58,680	71,480	84,280
住 居 関 係 費	38,580	50,090	41,800	33,510	25,210
被 服 ・ 履 物 費	4,130	2,970	4,730	6,490	8,250
雑 費 I	25,410	37,190	51,800	66,400	81,160
雑 費 II	7,270	11,850	15,510	19,120	22,780
計	109,360	147,980	172,520	197,000	221,680

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 10 月発行

編集・発行 堺市人事委員会

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072 - 228 - 7449

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1 - C 5 - 2 5 - 0 1 7 4